

平成23年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年9月12日（月曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 7号 平成22年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 8号 平成22年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 報告第 9号 中頓別町財政健全化計画の完了報告について
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定について
- 第11 議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（Hib）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定について
- 第12 議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定について
- 第13 議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定について
- 第14 議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第51号 訴訟（反訴）の提起について
- 第16 議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 町 | 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 | 長 | 米 屋 彰 一 君 |

総務課長	遠藤義一君
総務課主幹	神成和弘君
まちづくり 推進課長	小林生吉君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課参事	小林嘉仁君
産業建設課主幹	山内功君
産業建設課主幹	平中敏志君
保健福祉課長	石川篤君
保健福祉課主幹	吉田智一君
教育次長	青木彰君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	柴田弘君
自動車学校長	浅野豊君
こども館次長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成23年第3回中頓別町議会定例会を開会します。

なお、各議員、町理事者側に申し上げますが、きょうはノーネクタイでございますので、背広を脱ぎたい方は脱いでも構わないと。自由に判断していただきたいと思います。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番、柳澤さん、1番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成23年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月10日、8月19日、8月30日及び9月2日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月12日から9月14日までの3日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員であり、質問内容の重複は見られない。なお、今般の一般質問答弁書においては質問に対し、的確な答弁がなされていないものも見受けられます。よって、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問者から求めがあれば議長において3回を超える質問回数を許可するよう要望するものであります。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案番号45から49号、51号及び52号はいきいきふるさと常任委員会に付託し、審査を行う。議員発議案件を含むその他の議案は、本会議及び決算審査特別委員会で審議、審査する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成22年度各会計決算に係る認定1号から9号に付託して会期中に審査を行う。なお、

その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書及び請願について、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から要請のあった森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）は、山本林活議連会長から発議される。宗谷管内商工会連合会から要望のあった東日本大震災を教訓とした災害に強い地域づくりに向けた意見書については、地方財政や原発事故対策などより幅広い公益性を加味した東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を求める意見書（案）として細谷議員から発議される。請願第1号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願は、委員会付託を省略し、本会議で審議する。なお、当該請願にそって同一内容の平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書が柳澤議員から発議されることから、意見書を先に審議する。

7、閉会中の郵送陳情の取り扱いについて、国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見書提出に関する陳情ほか1件は、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

なお、意見書提出を目的とする連合北海道宗谷地域協議会、北海道教職員組合宗谷支部からの2012年度公立高等学校配置計画案の撤回、再考を求め、地域や子供の実態に応じた高校づくりを実現する要望ほか1件についても全議員に写しを配付する取り扱いとしたが、発議希望者はなかった。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了まで、役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信する。あすから予定されている決算審査特別委員会も同様とする。

これで議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月12日から9月14日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月12日から9月14日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況

の点検及び評価報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成23年第3回中頓別町議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましてはそれぞれ公私ともに大変お忙しい中、全員のご出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思います。

それでは、7月16日以降の行政報告をさせていただきたいと思います。1点でありまして、平成23年度普通交付税額の確定についてであります。地方自治体財政において歳入面に大きな割合を占めることとなる普通交付税について、この度、国より算定基準が示されたことに伴い算定した結果、次のとおり確定をいたしましたので、報告いたします。

なお、国における交付総額は、前年度比2.8%のプラスになっていますが、当町におきましては国勢調査による人口減の影響や公債費の減により、昨年度比1.8%のマイナスとなり、交付税額は20億9,992万7,000円となりまして、前年度当初交付決定額との比較で3,952万7,000円の減となりました。

以上、報告とさせていただきます。そのほかの町長の行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたい、このように思います。

○議長（村山義明君） 引き続き、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 教育行政報告でございます。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、平成22年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を8月29日付で議会に提出したので、報告をいたします。

なお、資料につきましてはお手元に配付しているので、ご了承をお願いいたします。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了いたしました。

◎諸般の報告（追加）

○議長（村山義明君） 先ほどの日程第4の諸般の報告の中で、議長一般報告の中でいきいきふるさと常任委員会所管事務調査報告が抜けておりましたので、別紙のとおりですので、よろしくお願いいたします。

◎報告第7号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第7号 平成22年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第7号 平成22年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第7号 平成22年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましてはございません。実質公債費比率につきましましては21.7、将来負担比率については23.0であります。実質公債費比率につきましましては早期健全化基準の25%を下回りましたが、監査委員の意見書のとおり、今後も公債費負担適正化計画等に基づき公債費比率の通減に努めてまいりたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） ただいま報告があったように、早期健全化団体からこれで一応脱したということは大変喜ばしいことだというふうに思いますし、町職員並びに町長あたりが大変尽力されたことに敬意を表したいというふうに思います。

そこで、若干ちょっとお聞きしたいのですけれども、別紙の第3で健全化判断比率の状況で将来負担比率が計画値より大きく数字がよくなっております。倍近く、半分になっているという点で、ここら辺がいろんな数字があるので、大きく計画よりもよくなったという要因についてお聞きしたいと思います。

それから、その第4で、町税等の歳入確保で収納確保に努められたということで、ここら辺が努められたのは大変喜ばしいのですけれども、現状として未収に対してどの程度確保されたのか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の関係でありますけれども、この部分につきま

しては繰上償還等をずっと行ってきておりますので、そういう部分が大きく反映されているのかなというふうには考えております。

それから、2つ目の歳入の確保の部分でありますけれども、これにつきましてはこの間、前にも説明したと思っておりますけれども、町としては未納者に対する徴収に対する強化というのを図っていきまして、銀行口座等の確認をした上でそれらの預金の差し押さえというようなものの徹底をこの間図ってきております。しかしながら、見た目では昨年度の22年度における決算の中でも滞納繰越分の徴収は実はあるのですけれども、その分現年度分のかかわりの部分からいくとさほど変わらないということで、実際には大きな効果が出ているのかなという、滞納繰越分についてはある程度出てきている。その中でも一面今の経済事情からいっての現年度の方々の徴収に関しての少なさというのは若干あるのかなというふうには判断しております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第8号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第8号 平成22年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第8号 平成22年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第8号 平成22年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第9号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第9号 中頓別町財政健全化計画の完了報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第9号 中頓別町財政健全化計画の完了報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第9号 中頓別町財政健全化計画の完了報告について。

財政健全化計画によって、本町の財政の早期健全化が完了したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第27条第1項の規定により、報告する。

なお、平成22年度における財政健全化計画の実施状況及び今後の財政の運営は別紙のとおりである。

財政健全化計画の22年度実績の状況であります。第1、具体的な措置の実施状況についてであります。給与の独自削減につきましては勤勉手当0.55カ月分の削減を実施したところであり、職員の定員管理につきましては定年退職並びに勧奨退職により計画どおり実施をしたところであります。公共投資の重点化では、普通建設事業に係る起債発行額の縮減に努め、事務事業の見直しでは経常経費の見直しによる削減を実施し、計画どおりの縮減となったところであります。

第2、歳入及び歳出に関する計画の実施状況であります。財政健全化計画における平成22年度中の効果計画額と実績額の比較につきましては、内容は別紙のとおりでありますけれども、給与の独自削減は勤勉手当の削減によるもの、普通建設事業の抑制は普通建設事業に係る起債発行額の縮減によるもの、経常経費の抑制につきましては指定管理料や補助金の削減等、経常経費等の見直しによるものであります。

第3、健全化判断比率状況につきましては記載のとおりであります。

第4、その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況でありますけれども、町税等の歳入の確保に関し、記載のとおり実施しているところであります。

なお、今後の財政の運営の方針につきましては別紙2のとおりでありますけれども、まずは今後とも財政の健全化を図るため、地方債発行の抑制など実質公債費比率の改善に向けた取り組みを進めるとともに、経常経費の抑制や町税の収入確保に、今後とも一層努力をしていかなければならないというふうに考えているところであります。平成18年度から中長期行財政運営計画並びに公債費負担適正化計画を基本として取り組んできたところであり、持続可能な弾力性のある財政基盤の確立を目指すことによって町民から信頼される財政運営に今後とも努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、報告といたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 先ほども理事者や町職員の努力に敬意を表するというお話もありました。全くそのとおりだと私も思っております。ただ、ここでぜひ、私はわかるような気もするのですけれども、第1にあります事務事業の見直し、給与の独自削減だとか職員の定員管理、公共投資の重点化、これはもう当然具体的にわかりますよね。これは立派だったと思います。ただ、事務事業の見直しがいろんな意味で努力したのだらうと思うのです。この辺がまだ伝わってこないのです。住民にもわからない。この際だから、この辺どんな見直しの努力をしたのか、ちょっと二、三の事例でも紹介したほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 1つは、補助金等の関係の削減があらうかと思えます。平成17年度に行財政運営計画をつくった以降、補助金等の見直しによって補助金の削減を行ってきました。また、指定管理制度を導入したことに伴ってのプラスも出てきているものと思えます。また、指定管理料につきましては昨年度についても見直してきましたので、そういった部分がある程度効果としては出てきていると。そういう取り組みを行ってきたということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 事務事業の見直しでは、大きな意味でとらえるとそういうことになると思う。ただ、私が聞いたかったのは、町長を初め職員の皆さんがはっきり言って暗いところで事務をとったりしていたわけでしょう。そういったことをきちっとやったり、そういう点がどの程度の効果があったのか、職員の努力をたたえる上においてもそういうことを聞いたかった。いろんな努力はされたように私は知っておりますけれども、そこをぜひ町民の皆さんにもわかるように、きょうでなくてもいいけれども、知らせたほうがいいのではないかなと思います。

以上。

○議長（村山義明君） 答弁は要らないですね。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 基本的に事務事業の見直し、町職員がやっぱりみずから汗を流さないとならないという。もう一つは、できるだけ市街の中は公用車を利用するなど、自転車を利用して行動しなさいと、基本的にはそういうことをやりましたし、また電灯についてもそれぞれ無駄な電灯については消灯すると。そのために役場庁舎を建設する場合にスイッチをかなり多くつけていたのです。だから、そういうものをやっぱり効果的に利用をしていくと。こういうようなことを、小さなことでありますけれども、職員みずから努力するように指示をして実施をしてきたと。こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では7名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順に一般質問をいたします。きょうはトップバッターを務めることになりましたので、その重責を汚さないよう一生懸命質問させていただきます。私からは2点ほど一般質問させていただきます。

1点目の質問は、町の人口減少を食いとめる施策をとという質問事項につきまして伺いをいたします。今私が一番心配しているのは、町の人口が年々減少していることです。本町の人口は、平成23年7月31日現在1,983人、約948世帯で、人口密度は1キロ平米当たり約5.0人です。全国平均は338.0人、道平均70.4人、宗谷総合振興局管内17.4人と比べてもはるかに低く、日本で最も人口密度の低い地域と言えるかもしれません。人口は1950年にピークを迎え、その後どんどん減少しています。平成19年の人口が2,289人でしたから、実に5年間で約300名が減少したことになります。また、高齢化も進み、人口の約4割が高齢者となりました。今後少子高齢化、核家族化、雇用情勢等がますます厳しくなることが予想され、このまま人口減少が進めば中頓別町が消滅する可能性も考えられます。私は、町のリーダーである町長が町民に対して人口減少対策への強い決意と取り組みを説明し、理解を得ることが大切だと思いますので、次の2点について伺います。

1つ、国勢調査による人口は、地方交付税交付金の算定基準として使われますが、人口減少が本町の財政にどのように影響しているのか伺います。

2つ、今後人口の減少を食いとめ、さらには人口を増加させるために地域の実態と照らし合わせて新たな地域のあり方、ビジョンを町のリーダーである町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 細谷議員の2点の質問につきまして、1点目については総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

昨年度実施された国勢調査により人口が314名減少しており、今年度の地方交付税へ

の人口減少分の影響額はおおむね8, 800万円の減となっております。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 2点目の質問につきましては、私のほうからお答えをいたします。

本町の人口減少対策として、今までも公共事業の確保、子供を安心して産み育てられる環境の対策、産業の振興、高齢者等の福祉対策など、あらゆる政策を通して人口減少に歯どめをかける努力をしてまいりましたが、結果的には5年間で300人を超える人口が減少いたしました。人口減少に至った理由はいろいろありますけれども、人口減少はいろいろなところに大きな影響を与えますので、今後は今までの政策を続けると同時に第7期総合計画の中に定住促進や雇用対策等について取り組める対策を組み込んで人口減少に歯どめをかけていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの人口減少に対するご答弁、まず地方交付税への人口減少分の影響額が中頓別町の財政にこれほどあるとは私自身驚きました。また、町長より今後の対策、そしてぜひとも人口減少に歯どめをかけたいという熱意が私には感じました。しかし、町長、昨年12月、国土交通省は2050年時点の人口分布推計を国土審議会の長期展望委員会に示していますが、その推計によると2050年には今人が住んでいる地点の66.4%、何と6割を超える地域で人口が半分以下に激減するというところで、日本の特に地方においてはそのほとんどが人口半減、しかも超高齢化地域になってしまうということです。さらに、その2割を超える地域では町、村そのものがなくなり、無人化するという大変な未来が示されています。町長、ことしが2011年ですからあと39年後、中頓別の町は無人化になってしまう可能性があるのです。町長と私は、この世から他界していると思いますが、今後中頓別町に残された未来を背負う若者たちのためにも早急に町が抱える最大の問題である人口減少問題に歯どめをかけるために私は民間有識者や学識経験者を含めた特別チーム、人口減少対策プロジェクトチームを立ち上げ、緊急の課題として対策を講ずることが必要であると思うが、町長の考え方を伺いたい。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 今細谷議員から日本の将来の人口の話がございました。私どもも北海道未来総合研究所が北海道の人口の推計をしております、北海道の人口、2005年の563万人から2035年には北海道も424万人になるだろうと、こういう推測をしております、約30年間で139万人の人口が減少すると、このように北海道未来総合研究所で推定をしているところでございまして、それからいくと中頓別町も2035年には1,132人と、こういう予測をしているところでございます。私どもこういう人口推計というのは、ほとんど変わらないだろうと、こういう予測をしております、今提案がありました特別チームみたいなチームになるかどうかは別にして、それぞれ町内の事業所の元締めをしているようなそれぞれの団体の方々に集まっていただきながら、中頓別町

の雇用の拡大、これは行政だけでは人口減少を食い止められませんので、民間の皆さん方のご協力をいただくと、こういうような考え方をひとつ持っております、新しい第7期の総合計画では行政や、または一つの例でありますけれども、農業協同組合または商工会、建設業界、そして森林組合または福祉をまとめている福祉法人等々の代表に集まっていたきながら雇用の拡大等の議論をしていながら、人口減少に歯どめを少しでもかけていきたい、こういう思いを持っているということでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） ただいまの町長の再答弁を受けまして、再度の質問といたしますか、最後に私からのお願いを申し上げまして再質問を終わりたいと思います。

この人口減少に対する取り組みは、まず検討をしている段階ではなく実行すべき段階に来ていると思う。私は、中頓別町の財政が厳しい状況であることは理解しておりますが、町を構成する町民がいなくなってしまうたら、中頓別町の未来は大変な状況になると思います。町民の皆さんも人口が減り続ける、そして老人ばかりになっていく中頓別町、その未来に危機感を持っています。このままいったらどうになってしまうのだろうという危機感です。通り一遍の対策では、なかなか困難なのではないかと私は思う。つまりテストで言えば、中頓別町は60点とれば合格だという点数ではだめなわけであり、120点ぐらいの点数の対策を実行しないと中頓別町の人口減少をとめることはできないと思います。人口減少対策は、中頓別町の根幹にかかわる問題であるという認識を持って町長には早急に取り組んでいただき、そして人口減少を食い止めていただきたいと思います。それでは、1点目の質問につきましてはこれで終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、中頓別町のスポーツ人口の拡大をという質問事項につきましてお伺いをいたします。私は、中頓別町でだれもが健康で安心して暮らし、生きがいがある人生を営むためにはスポーツを通じての体力づくりが重要な課題と考えています。ことし8月に行われた自治会連合会主催の町内会対抗スポーツフェスティバル大会などは、年代層に応じた競技があるので大変よい交流事業であると思います。しかし、以前に比べると参加する個人、団体とも減少傾向にあるのではないかと思います。本町のスポーツ人口の拡大を図るためにも指導者等の養成とだれもが気軽に参加し、快適な運動ができる環境づくりに努めるとともに、本町にしかない魅力あるスポーツ事業が必要と思いますが、町長の考え方を伺います。

また、町内小中学生の体力、運動能力が低下していると聞いています。低学年から長期的視野で運動に親しみ、体力づくりを日常化させていくことが課題であると思いますが、町内小中学生の体力、運動能力の実態を教育長に伺います。

また、なぜことしのこども館の運動会を日曜日ではなく7月2日土曜に行ったのか、こども館園長に伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 細谷議員の中頓別町のスポーツ人口の拡大についての答弁につきまして、前段については私から、後段については教育長に答弁をいたさせます。

本町においては、平成元年にいきいきスポーツ推進の町を宣言し、町民の皆さんが何がしかのスポーツを楽しんでいただくよう現在まで教育委員会と連携を図りながら取り組みを進めてまいりましたが、人口の減少や少子高齢化が一段と進んでおり、スポーツを楽しむ方たちも以前に比べハードなスポーツから軽スポーツへ、そして競技性から健康づくりに重点を置いたスポーツを楽しんでいるのではないかと考えています。今後も町民の皆さんの意向を踏まえ、教育委員会のスポーツに対する方向性と連携を図りながらスポーツ人口の拡大に努めてまいります。また、この以降につきましては教育長に答弁させますけれども、私どもは教育委員会が主体的にスポーツ人口の拡大や中頓別町に合ったスポーツをこれからも推進していくことになれば、それ相応の連携を図りながら努力をしていくと、こういうことを申し上げておきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） それでは、町内小中学校の体力、運動能力の実態について私のほうから答弁をいたします。後段のこども館の運動会の曜日につきましては、遠藤次長のほうから答弁いたさせます。

まず、本町の小中学生の体力、運動能力の実態を一概に表現することは大変難しいものがありますが、参考までに文科省が実施した平成21年度の調査で申し上げますと、種目によりばらつきはありますが、体力合計点では、小学生では男女とも北海道の平均値を上回ったものの、全国の平均値を下回っています。また、中学生では男女とも全道、全国の平均値を下回った結果となっております。その中で、運動、スポーツが好きという子供たちの体力合計点が高い傾向にあることが見られる結果となっております。学校での体育授業の取り組みにおける生徒、児童の理解向上も必要と感じていますが、そのために家庭、保護者の方の我が子に対する働きかけが大切と感じております。

○議長（村山義明君） 遠藤こども館次長。

○こども館次長（遠藤美代子君） こども館の運動会は、昨年まで日曜日の1日開催を慣例として実施してきておりましたが、昨年より午前中のみの開催について父母の方からのご意見をいただき、運動会の開催曜日も含め検討を重ねてきた結果、本年度については土曜日の午前中のみの開催とし、運動会までの幼児の疲れも考慮し、日曜日をゆっくり休息に充てていただくとしたものです。今年度の実施後に父母の方のご意見や不都合がなかったかなどを検証し、次年度の開催方針を検討することとしておりましたが、運動会終了後のPTA父母と先生の会役員会においては土曜日開催について賛成をいただいております。現時点ではその方向性で進めていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの町長、教育長のご答弁につきましては内容的に理解できましたが、これから

の私の再質問で再度答弁をお願いしたいと思います。また、こども館の運動会の内容も私なりに理解できましたが、公務員と違い民間の企業ではまだ毎週土曜日に会社が休みのところが余りないのが実情である。今回の運動会も土曜日のため仕事があり、かわいい孫の走る姿を見られなかったじいちゃん、ばあちゃんもいるのではないかと思うので、私の意見として来年の運動会の役員会で検討してほしい。これからがきょうの私の一番お願いしたい再質問なので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

さて、町長、教育長、ことしの7月18日月曜日の朝、日本で何が起きたかわかりますか。震災に苦しむ日本に大きな勇気と力を与え、また日本じゅうの人々に感動を与えた。そうです。なでしこジャパンがワールドカップで世界一になった日です。サッカー王国ブラジルのメディアは、3月の自然災害、東日本大震災で打ちのめされた国に喜びを与えるのにスポーツ以上のものはないとの書き出しで詳細に報道を伝えました。私もこの日ほど日本女性が強いと思った日はありません。日本女子代表チームは、ドイツフランクフルトで行われたワールドカップ決勝でアメリカと対戦し、延長2対2からPK戦を3-1で制し優勝、ワールドカップ出場6大会目で初の世界タイトルを手にしました。日本はアメリカに2度リードを許したが、81分にミッドフィルダー、宮間あや、延長117分に澤穂希がそれぞれ同点打を決めて追いつき、PK戦ではGK、海堀が相手のキックを2本とめるファインセーブを見せて日本の勝利に貢献しました。主将の澤は今大会のMVPと得点王5点に輝き、海堀が試合のMVPに選ばれ、チームがフェアプレー賞を受けました。私もこの試合をリアルタイムで見えていましたが、延長後半残り3分のところで澤が足1本で合わせてゴールをしたのが奇跡のゴールだと思います。体格差をはね返すわざとスピード、粘り強いプレー、最後まであきらめないということがどれだけ大切なことか、現実として目の前で知らされました。また、私はチームが一つになっていたと思います。PK戦の前にアメリカとは対照的にみんなが笑顔だったのが印象的でした。あれでもう勝利が決まったような感じがしました。恵まれていない環境で、勝つことで注目され、勝つことで環境を変えることができる、そんなハングリー精神がパワーになっていたと私は思います。この試合をテレビで見っていた中頓別町の小中学校の生徒の中でも私はなでしこを目指したいという生徒が出てきたと思います。陸上に取り組む士別市、ラグビーの北見市とともに稚内市などは合宿に訪れたチームに地元の小中高生を指導してもらうことに力を入れています。

また、かんぼ生命が6月、小中学生の子供を持つ30から44歳の父母を対象にアンケート調査を実施し、1,860人から回答を得た結果によると、理想の子供像は思いやりがあって勉強より体が丈夫な子という結果が出た。調査によると、どんな子供になってほしいかの質問に対し父母は、思いやりのある子との回答が55%で最多、体の丈夫な子が47.8%、心の強い子が42.8%、勉強ができる子は13.5%にとどまった。また、子供は運動不足と感じている親は52.7%と半数を超え、不足の理由としては体を動かせる場所がなくなった、体を動かすことに興味がないという小中学生が多かった。

どうですか。町長、中頓別町でスポーツ誘致推進協議会などを設立し、道内各地の指導者に話をかけ、地元の小中学生を指導してもらい、地元の指導者の養成と未来の中頓別町を背負う子供たちの競技力の底上げを図ってはいかがですか。町長は、6月の定例議会で今年度の町政執行方針を説明したとき、豊かな子供を育てる環境づくりということで、未来を担う子供の健全育成と教育の基金を創設し、教育委員会が独自に政策を立案し、実現できる環境整備の政策を示しましたね。そういうこども教育基金を利用してこういうことは現実にできないものなのか。この私の再質問に対し、どのように町長は考えますか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） ただいま細谷議員から提案がいろいろありました。私も中頓別町の子供たち、全国においてそれぞれいろんな面で活躍をしていただきたいと、こういう気持ちを持っております。そういう中で、昔は中頓別町の子供たちもこの小さな町から全道大会に出場し、それなりの成績をおさめてきた、こういう実績もあると、こういうことも承知をしているところでございます。教育委員会と連携を図りながら、今回6月に設置をした基金を使うのか、または独自にこのような子供たちのためにいろんなスポーツを指導する指導者を年に数回呼んで子供たちのスポーツに対する意識の高揚や、または技術の向上のために進めていくのか、教育委員会と連携を図りながら、また協議をしながら取り組んでみたいと、こういうぐあいに考えているところでございます。

なお、そのほかのことにつきましては教育長より答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） スポーツの人口なのですけれども、中頓別町は確かに以前から比べると人数がかなり減ってきているのが現状でございます。今現在小学校でいいますと、スポーツ少年団がございますが、スポーツ少年団の加盟状況も全小学校の人数の約半分の方がそれぞれ活動をしているわけでございますが、先ほど来出ていた指導者の養成、それから基金の関係もございますけれども、基金の関係につきましてはここをどうするかということとはじっくりと考えていきたいと考えております。そしてまた、スポーツ少年団も各少年団の指導者がいろいろご尽力いただきまして、子供たちのためにいろいろやっただいておるわけですが、今議員の言われるように底上げ、競技の実力をつけるとか、いろんな底上げの部分もございますけれども、それらについても先ほど町長がおっしゃいましたけれども、指導者を誘致してやるだとか、いろんな方法があると思いますので、その辺については今後考えていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

さて、先ほど述べました自治会連合会主催の町内対抗スポーツフェスティバル大会は、町内のスポーツ交流事業の中で大変よい事業だと思いますが、私はPDCAサイクルの徹底を今後図ってほしいと思います。まず、Pはプラン、計画、Dはドゥーということで実施、計画の実施、Cはチェック、評価、問題点の引き出し、Aはアクション、改善、次の

計画に生かす、このイベント事業も毎年同じ競技の繰り返しではなく、アクション、改善を起こして少子高齢化が進んでいるこの中頓別の町でだれもができる競技をどんどん考え、取り入れていってほしいと思います。私は、このP D C Aサイクルがうまく回ることで、このスポーツ交流事業も中頓別町の一大スポーツイベントになるのではないかと思います。今までの中頓別町のイベント事業は、計画して実施するのはいいが、問題点を引き出し、アクション、改善、次の計画に生かしていないように私は思いますが、町長はどう思いますか。

また、小さな町のこぢんまりとしたスポーツイベント事業も大切だと思いますが、私は今後の中頓別町のスポーツの底上げを図るには、大学の箱根駅伝ではありませんが、中頓別町の地域と地形を生かして近隣町村と秋の紅葉が大変きれいな知駒峠、標高419メートルを使ったマラソン大会、駅伝大会や毎年持ち回りの町村対抗大運動会などを計画して他町村と地域スポーツ交流を図り、中頓別町のスポーツの底上げを図ってほしいと思うが、町長はどう思いますか。

また、最後にサッカー元日本代表で日本フットボールリーグ、J F L、松本山雅F Cの松田直樹34歳が急性心筋梗塞の犠牲になった。倒れたグラウンドにはA E D、自動体外式除細動器が設置されていなかった。炎天下で運動する場合は心停止を起こす可能性が高まるため、スポーツの指導者は注意が必要であると言っているが、中頓別町のA E D、自動体外式除細動器の設置箇所は何カ所あるのかと使用方法を習得した指導者はどれだけおられるのか伺いたい。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目の町内対抗スポーツフェスティバル大会の関係につきましては、議会でこういう意見があったと、こういうことを自治会連合会のほうに伝えて、自治会連合会のほうで今回の実施したフェスティバル等々のことについて議論をしていただくと、こういうようなことになろうかなと思います。そういう意味で、ここにも会長さんおりますけれども、聞いていますから、私どもも事務局を通して自治会連合会のほうにこういう話があったことをお伝えをして議論をしてもらおうと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

また、2点目の町民のスポーツの底上げの関係でありますけれども、町が主体的に今のお話あったようなことを取り組むのか、または教育委員会が主体的に取り組んで行政と相談をしていくのかと、こういうようなことがあろうかなと思いますので、将来の課題としてお聞きをして検討を進めてみたい、こういうことでご理解をいただければなと思います。

また、A E Dの関係につきましては、それぞれ学校やこども館、それから体育館、町民センター、それから道の駅、保健センター、パークゴルフ場、それぞれのスポーツや運動をする施設または多くの人が集まる場所、役場にも設置しておりますけれども、それぞれ所管が希望するところにはほとんど設置をしたと、こういうような認識を持っておりまして、またそういうことでほかの部署でどうしても必要だということであれば購入をして設

置する、それによって町民の人たちが緊急に体調が悪くなったときに対応できるシステムをこれからも構築をしていくと、このような考え方を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わりましたので、最後に案ずるより産むがやすしという言葉のように目標を達成するためには、私は行動することが大切だと思います。思い切りのよさと大胆さが必要だと思います。私も議員という職責をいただいたからには、今後中頓別町のスポーツ人口拡大のために私なりに頑張っていく覚悟でございます。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了いたしました。

ここで35分まで10分ほど休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号2番、議席番号3番、本多でございます。通告に従って質問をしたいと思います。

1点目ですけれども、ふれあいスポーツ広場、野球場と皆さん呼んでおりますけれども、その周囲を歩くコースにということで質問いたします。仕事が終わった後や夕食後のひととき、健康のため野球場の周りを歩きたいので、春先から雪が降るまでの間、半年間くらい、せめて夜8時からとなっておりますけれども、私は8時か9時くらいまでのつもりです。「ら」ではなく8時か9時くらいまで、防犯灯9基のうち半分でも3分の1でも明かりをとってもらいたいとの声がたくさん聞かれます。また、冬はほかに安心して歩けるところがないので、周囲を除雪してもらえないかとの声もたくさんあります。これは、主に遠くへは行けない高齢者の方たちです。

1点目ですけれども、防犯灯を何基か、短い時間でもともすことはできないでしょうか。また、フェンスの周囲を人が歩ける程度に除雪できないでしょうか。どうしてもできないのであれば理由を伺います。

2点目ですが、昨年12月のこの質問に対しましてお答えをいただいておりますけれども、冬期間は明るい時間帯にそれぞれ自分に合ったコースで取り組めるよう推奨できるところを調べ、何らかの応援ができる、それから利用頻度やそこ以外にないか等、調査検討していきたいというふうに答弁をされていますけれども、この点についてはその後どうなりましたか。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） ふれあいスポーツ広場の周囲を歩くコースにというご質問でございますが、青木教育次長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） ご質問の趣旨は、歩くコースとして降雪のない時期の夜間利用及び降雪期における利用を可能にできないかということと思います。この施設の外周道路は、基本的には施設の管理用道路として考えており、夜間の照明の点灯及び降雪期においては施設の利用上、除雪するという考えにはなく、その条件のもと利用可能な範囲で活用いただいているものです。ご質問の思いとしては、年齢を重ねるごとにハードなスポーツは難しく、身近にいつでも歩いたり軽くジョギングをしたいなど健康づくり、健康の維持に心がけている町民の方がふえているので、何とか支援できないかということと理解しております。しかし、中頓別市街地だけのことを考慮し、ふれあいスポーツ広場の外周を町民の歩くコースに設定したとしてもそのことを満足させることは難しいというふうに考えております。よって、それぞれの町民の方が身近な範囲で安全に注意を払い、それぞれの有効な時間設定で体力の維持、健康づくりに取り組んでいただければというふうに考えております。

降雪期においては、安全な場所でのウォーキングは交通安全上の問題や転倒、寒さ、降雪による歩きづらさなど、さまざまな課題が多いのも事実です。雪の上では身近にいつでも利用が可能と考えられる歩くスキーによる体力づくりが考えられますので、降雪期に向けて貸し出しあるいは安全な歩くスキーでの歩き方、楽しみ方の指導等の要望にこたえていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 再質問しますけれども、歩くスキーの要望にこたえていきたいということですが、今も毎年歩くスキー教室を年に1回やっているのは知っています。だから、歩くスキーについてはこれでいいのではないですか。やりたい人はそこへ行って教わってくるでしょうし、おもしろいと思えば自分でやると思うのです。でも、私が言っているのは歩くスキーがやれない、できないという、そういう人たちのことなのです。外周道路を管理用道路として考えている、これは考えているだけで本当は管理用道路というわけでもないのでしょうか。それから、夜間の照明と言っておられますけれども、あれは夜間用の照明なのですか。防犯灯ではないのですか。防犯灯だとしたら、人が来ないから消しているとか、使わないから消しているのだったら役割を果たせないと思うのです。非常口付近に物を置いたりして通れなくしているのと同じだと思うのです。照明をつけたり除雪の考えはないということですが、考えを変えられないかどうか聞いているのです。

それから、防犯灯ですが、以前はついていたので、今消しているというのは多分節約のためだと思うのですが、その消すことでどのくらい電気代が節約

になるのですか。もしつけたとしたら、どのくらいかかるのか。一部だけ防犯灯をつけるとか、一定の時間だけつけるとか、そういうような仕組みにはなっていないのでしょうか。

それから、社会教育施設、立派な施設なのですけれども、特にふれあいスポーツ広場、社会教育施設のいろんなところの利用状況を見てみますと、ほかと比べてもふれあいスポーツ広場の利用状況、利用された方の人数は極端に少ないのです。年間860人。多いところでは8,000人とか、4,000人であるとか、そういうところもありますけれども、1億数千万円もの税金がすぎ込まれた施設です。どんな形であれ野球とかサッカーに限らず、できるだけ多くの町民に利用してもらって喜んでもらえるように工夫すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 答弁、青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 今何点かあるかと思えますけれども、歩くスキーだとかできない人のためにというふうなことで、年齢を重ねるごとになかなかそういったスポーツができないという方のためにという思いは強くわかりますが、除雪をしてもすぐ雪が降ったりだとかということもありますので、なかなか難しい対応になるのかなというふうに考えております。先ほど私が歩くスキーの話をさせていただきましたけれども、既にご存じでやっている方はやっていると思えますけれども、さらに体力、健康づくりのためにやりたいというような人が新規に出てくれば対応を考えていきたいというふうなつもりでお答えいたしましたので、そのようにご承知おきをいただければというふうに思います。

それと、照明ではなくて防犯灯ではないかというお話ですけれども、当時施設をつくったときには当然照明という考え方はしておりません。防犯灯というふうな考え方でつけております。経費節減というようにもあって、照明をつけなくなってから相当年数がたっているというふうに考えております。実際につけたら電気代はどのなのだということですが、電気代については大変申しわけありませんけれども、試算をしてございません。電気については、現在3カ所ほど漏電をしております、すぐ使えるというふうな状況にはないということもお伝えしておきたいと思えますけれども、一定の時間つけるということにつきましては、タイマーもついておりますので、対応は可能なのかなというふうに考えております。

大変立派な施設で、巨額の費用をかけてつくった施設の割には利用が少ないと、ほかから比べても利用が少ないというご指摘ですけれども、施設の目的上そういったことにならざるを得ないのかなというところで考えております。できるだけ多くの町民の方にご利用いただければというふうには思いますけれども、施設の目的上やむを得ない部分もあるのかなというふうに考えております。

たくさんの方が歩きたい、使いたいというふうなことということですが、教育委員会あるいは担当者のほうに具体的に声が伝わっていないというのもございます。ぜひこの後、どういった方たちがそういった要望をされているのか教えていただきまして対応、考え方も聞いてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 担当者のほうに使いたいとか歩きたいとかという人の声が伝わっていないとかというお話でしたけれども、このことに限らず役場ではそういうことは聞いていないとか、直接言ってきた人はいないだとか、そういう言い方をされますけれども、そういう町民の方々の声を行政のほうに届けるのも町会議員の役目だと思います。私は少なくとも何人もの方々から聞いておりますので、ぜひ町民の方々の希望に沿えるようにしていただきたいと思います。細谷議員さんの質問の答弁として、町民の皆さんの意向を踏まえ、教育委員会のスポーツに対する方向性と連携を図りとかというふうに答弁されたけれども、本当にこのとおりだと思うのです。町民の実態と、それから意向をよくつかむようにしていただきたいと思います。

今使われていない電気系統ですか。もう3カ所も漏電しているとかということですがけれども、直さないといけないのではないのでしょうか。使いたいとき、必要なとき、非常時に、いざというときに電気がつかないとかということになったら、これはまた大変なことだと思います。

次、再々質問ですがけれども、利用者が多くても少なくともこの施設でも電気代とか燃料代などの経費はかかると思うのです。そして、どの施設だって全町民が利用するわけではないです。体育館やパークゴルフ場を利用できない人がふれあいスポーツ広場の周りなら歩けるのです。防犯灯や除雪の費用は、それほど莫大でもないはずだと思うのです。ぜひ検討くらいはしてもらいたいと思います。

電気代については、試算していないと言うのですけれども、電気料金そのものはそんなに毎年変わるといえるものではありませんし、以前に防犯灯をつけていたときの資料もあるのではないのでしょうか。

次ですがけれども、最初の答弁で言うておられましたそれぞれの町民が身近な範囲で安全にそれぞれの時間に体力の維持、健康づくりに取り組めたらそれが一番いいと思うのですけれども、そういう環境づくりに向けて頑張っていかれる、そういうつもりはありますか。そういうそれぞれの町民がそれぞれに体力、健康づくりができる環境づくり、これが一番必要だと思うのですけれども、この点について伺います。

もう一つ伺いますか、先ほどから言っているのですけれども、競技的なスポーツや激しい運動はできない、そういう人のほうが町民の中に今では本当に多いと思うのです。それでも運動を楽しみたい、歩かないと歩けなくなるという、こういう切実な思いには社会教育の分野で今後どのようにこたえていかれるおつもりでしょうか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 利用者が多くても少なくとも施設であれば、それなりの管理用の電気代ですとか、もろもろかかるのではないかということ、スポーツ広場においても同じようにかかるかなということになります。

1点、照明を例えば点灯、防犯灯を点灯あるいは除雪したと、歩いてくださいというふ

うにしたことで大変よかったなと思われる町民の方もいる一方で、こういう時代ですから、電気代もつたいないのではないかと、あるいは除雪までしてという評価も出てくるというふうに考えております。そういったことに疑問を持たれる方も町民の中にはおられるのかなというふうなこともあります。先ほどお話ししましたように、具体的にどの地区あるいはどの辺の方がそういうふうに考えられているのか、我々対象者をしっかり押さえてというところも担当する側として少し努力が足りないのではないかとということだとは思いますが、事前に教えていただければすぐ検討してまいりたいというふうにも思います。

それから、電気料ですけれども、年間通じて基本料金は取られているということで、当時防犯灯をつけていたとき、あるいは今後つけたとしてどれぐらいの電気料金になるのかといったような試算は今後進めておきたいというふうに思います。

それぞれの町民の方がそれぞれの時間を利用してスポーツ、運動に、健康維持にというところでの環境づくり、これは本当に大切なことでありまして、そういった方向で進めていくということになろうかと思えますけれども、先ほど申し上げた費用対効果と言われるようなところも検討しながら進めなければならぬのかなというふうに考えております。

（「社会教育」と呼ぶ者あり）

○教育次長（青木 彰君） 社会教育、社会体育という部分では、こういった方たちの現状を踏まえながら保健福祉課等との連携も必要になろうかと思えますけれども、できる限り健康で暮らしていけるように一緒に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、今の件ですけれども、ぜひ検討をしていただきますようお願いをいたします。

2つ目の質問に移りたいと思います。歯科診療所をバリアフリーにすべき。昨年12月のこの質問が議会だよりに掲載して以来、さまざまな方から意見が寄せられました。いずれも今のような入り口、玄関、トイレでは大変不便、不都合であるというものです。

そこで、質問の1点目ですけれども、バリアフリー新法ができてから5年たちました。車いすや高齢者、障害者の方々が他人の手をかりないと利用できないような公共の施設はいち早く改善すべきではないでしょうか。診療所は、スポーツや娯楽のための施設とは違うのです。

2点目、昨年12月のこの質問に対して、現時点では増改築の計画はないが、町民の意見を聞いて判断したいとの答弁でした。どうなりましたか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 歯科診療所をバリアフリーにすべきという質問に対して、保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目ですが、現在歯科診療所玄関前は高齢者や障害者ができるだけ利用しやす

いようスロープを設置し、車いすの高さで呼び鈴を設置するなどいたしております。バリアフリーに対応するには相当の財源も必要になることから、これまで同様、歯科診療所職員のご協力をいただきながら検討していきたいと考えております。

2点目ですが、保健センターと介護福祉センターに歯科診療所に関する要望、意見を寄せていただきますようアンケート箱を設置をいたしました。また、歯科診療所に意見などがあった場合、知らせていただくようお願いをしておりました。これまで歯科診療所や保健福祉課に直接町民からの意見はありませんでしたが、9月に入りアンケート箱に1件の要望があり、内容は入り口が狭く段差があり板が不安定で危ないので改善していただきたいというものでありました。現段階で増改築の計画はありませんが、入り口に対しての要望がありましたので、今後どんな方法で改善できるか検討したいと考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 増改築を行わないのは、町民からの意見、要望がほとんどなかったこととか、お金がかかるということが理由のようですけども、アンケート箱に意見を書いて入れる人、まして診療所や保健福祉課に直接意見を言う人はまずいないと思うのです。単なる何かの問い合わせなんかとは違うのですから。今までいつでもそうなのですけども、個人的な要望や意見は言いにくい、一人だけの問題はないにしても自分が言うのは気おくれがする、だれか言ってくれないかなとか、そう思っている人が大半ではないかと思うのです。要望や意見を把握するには、かなり工夫が必要ではないかと思うのです。座って待っているだけでは、全くありませんでした、来ませんでした、そうになってしまうと思うのです。それに住民の中には、足腰が悪くて歩くのがやっとな人、車いすでの移動をするしかない、そういう人がたくさんいらっしゃることをご存じのはずです。自分たちの職場は役場も保健センターもバリアフリーになっているのに、歯医者があれば不便だろうとか、そういうことは思わないのでしょうか。要望とか意見を待つまでもないと思います。常識的に考えても体の不自由な人があそこを利用するということになったら、どんなことになるか考えてみていただきたいと思います。

要望、意見が寄せられなかったということですけども、私が聞いた何点かをここで述べてみたいと思います。アンケート箱に意見入れてねというふうにお願ひして、お願ひというか、要望している人に言ってみたのですけれども、だれが書いて入れたかわかるからとってできないと。また、ある人はうまく書けないからかわりに書いてもらえないとか、そういうことをおっしゃいます。あと、足が曲げられないので、入り口、玄関では本当に苦労する。体の自由がきかないので、あの狭いトイレで身動きがとれない。それから、トイレはあれでは使えないので、治療を中断して迎えに来てもらって帰ったという人、それから何としても使わなければならないことになって、職員の方に手助けしてトイレ何とか使用したという方、トイレを我慢して帰ったという人もいらっしゃいますし、それから健常者の方でもトイレに入ってびっくりして、あれはとても使えなかったという、そ

う方もいらっしゃいます。また、子供さんがあの形のトイレではとても抵抗があって使えないということなのだそうです。これは、小学校のトイレを補正予算を組んで腰かけ式のトイレに改造した、そのことから本当にわかる話だなと私は思います。それから、高齢の家族を歯医者に連れていく方ですけれども、これは自身も高齢者でとっても大変だ、あれではとおっしゃっている。それから、車いすの人を連れていかれた経験のある方、とっても苦勞するのですというお話でした。これは、私が実際に見かけたのです、偶然に。車いすの高齢者を若い男性が2人で歯医者さんから出てくる場所だったのです。1人の方はドアが戻ってこないように、閉まらないようにドアを押さえる役割、もう一人の方は車いすをしっかりと押さえてつかんでいらっしゃいます。あの狭くて急なスロープですから、車いすを押さえる、つかまえる手が力が緩んでしまったりしたら、これはもう大変なことになるというのは本当にわかるので、あんな苦勞をしないと歯医者もかかれぬのかと思うと本当にびっくりしました。先ほども話に出ました野球場ですけれども、そのトイレでさえ車いす対応になっているのですよね。

そこで、質問ですけれども、先ほども言いました。要望や意見の把握の仕方、ただ座って待っているだけではだめではないのでしょうか。これが1つ。

増改築に相当な財源が必要だとおっしゃいましたけれども、公共施設整備等基金が2億5,000万円現在あります。去年は、きめ細かな交付金とか住民生活に光をそそぐ交付金とかたくさん入ってきたのに歯科診療所の改修に充てられなくて私は残念に思いました。これらの臨時交付金は、貯金するためではなくて自治体が今必要としていることにすぐ使えるよという意味があったのではないのでしょうか。町長は、昨年9月の時点では公共施設整備等基金について、現時点で計画はないが、将来に備えたい、また第7期総合計画に組み込みたいとか、最終的に5億から10億積みたい、そうおっしゃっていたのですけれども、はっきりした目的もないのに5億から10億積むということを目標にすることにちょっと驚いてしまったのですけれども、そこで2つ目の質問です。相当な財源というのは一体幾らのことをおっしゃるのですか、幾らかかるのでしょうか、増改築、バリアフリーにするために。

それから、3点目ですけれども、私が聞いた範囲でさえ10人くらいの方々があれでは困るとおっしゃっているのですから、実際にはその何倍もの方が歯科診療所について不便を感じていらっしゃるのではないかと思うのです。そこで、来年度予算でバリアフリー化をすべきではないのでしょうか。少なくとも来年度スタートの第7期総合計画の早い時期に計画を盛り込むべきではないのでしょうか。

以上、3点質問いたします。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まず、1点目のただ座って待っているだけでは要望は入れられないのではないかと、また入れづらいのではないかとのご指摘でございます。確かにそうなのかとも思いますが、お年寄りがまず毎日のように来られる場所というのは病

院かうちかというところで、それともう一つは体操などもやっておりますので、両方に設置をして意見を聞きたいというのが一番最初に考えたことでありまして、それを実行してきたということでもあります。

それから、2点目の相当な財源、これは正直申し上げまして、もともと新しく全部を改修してバリアフリーにするとか、そういう考え方に至っていなかったものですから、まず土地の形状もありますが、1つは道路側からかなり高い位置に建っているというのもありまして、まず新築で考えた場合、単純に一般住宅でも2,000万前後するような時代ですから、それに加えて歯科技工室ですとかレントゲン室ですとか、そういうものを考えたときに最低でも3,000万以上はかかるだろうという、それは私個人の考え方ではありません。実際に建設課のほうと相談をして今私が申し上げているわけではございませんで、一般常識でそれぐらいはかかるのではないかなと、それ以上かかるのではないかなという考え方です。

それから、来年度予算でバリアフリー化すべきでないかと、早い段階にやるべきでないかという問いでございますけれども、これにつきましては理事者と相談の上、どういう方向がいいのか考えていきたいと、検討していきたいと考えます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今のご答弁に対してですけれども、要望や意見を把握するのにお年寄りが毎日来るところは病院とか保健センターだから、そこへ来た人に意見を聞きたいと思った。多分そうだと思うのです。だけれども、病院や保健センターに来るお年寄りがやっと来て、そこで何か紙に書いて、あら、ああいう紙があるから意見書いて入れよかなんていうことになるのでしょうか。お年寄り自身が書くということ、余り期待できないと思うのです。質問形式でどうでしょうかということを知れば答えてもらえるかもしれませんが、黙って紙と箱を置いておいて意見を書いて入れてくださいとこちらは思っても通じないと思います。そこで、要望の把握の仕方、工夫する必要はないかという質問だったのです。そういうやり方だったら、今までもそうだったと思うのです。そういうやり方をもっと工夫できないかという質問です。

それから、財源のほうですけれども、最低でも3,000万円くらいはかかる、これは個人の考え方とおっしゃったのですけれども、個人の考え方ではなくて、もう少し裏づけのある、根拠のある財源、どれぐらいかかるという、そういう示し方をしていただけませんかと思います。

それから、検討はしていきたいというようなことをおっしゃったのですけれども、これ絶対に歯科診療所のバリアフリー化は必要なことだと思うのです。そんなに先延ばしすることはできないと思うのです。そのうち、そのうちとかというふうにしてやらないというのは、今困っている高齢者とか障害者とか介護をする人たちに対して本当に大変失礼であるし、冷たいことではないでしょうか。ほかの施設がバリアフリー化が本当に進んでいて、障害者用トイレもあちこちできているのですから。それにしても、1つ目の質問ですけれ

ども、どんな事務事業を行うにも住民の立場と視点から物事を考えてほしいと思います。現に困っていらっしゃる人が何人も何十人もいらっしゃるわけですから、住民の立場から考えたらどうなのだろうと、それを見ている町民の立場は、視点はどのようなのだろうということから考えてほしいと思うのです。そうすれば、よく聞かれる行政と住民の間には意識や認識に大きなずれがあるなんていうことは言われなくてもいいと思うのですけれども、もし意見や要望がこっちに直接来ないから今はやらないとかということであれば、それは地方自治体の職員が住民のために働くという、地方自治体の職員として住民のために働くという意識が大きく欠けているのではないかと思います。

質問の2点目ですけれども、今までも簡単な改修とか修繕は行ってこられたというのはお聞きしています。簡易便座を取りつけてみたとかおっしゃいますけれども、あの簡易便座ではとつても使えないと健常者の方がおっしゃいました。それをつけてもあのトイレの狭さはどうにもならないです。それから、狭くて急な取り外し式のスロープ、あれつけてどうなるのだろうねと。それから、呼び鈴をつけた。靴を脱ぐにも履くにも手すりも腰かけもないのです。そういうようなところを間に合わせ的に対応してお茶を濁すということは、なくすわけにはいかない町でただ一つの歯科診療所のバリアフリー化を先送りして、かえって将来にツケを残すことになりはしないでしょうか。この2点を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

本多議員が質問でありますように、さまざまな方から意見が寄せられましたと、いずれも今のような入り口、玄関、トイレでは不便、不合理であるという内容であります。先ほど保健福祉課長が答弁したとおり、私どもにはそういうさまざまな方からの意見が届かない。私は、やはり町民の人たちが不便があれば直接言っていただいて、いち早くそれに対応すると、これが役に立つ職員になるのではなかろうかなと思います。そういう意味で、本多さんがそれぞれいろんな人から意見を受けて、そうして心配をされて一般質問をされているわけでありまして。そういう意味では、先ほどのスポーツ広場と同じように私どものほうに町民の声が寄せられない、言えば行政を信用していないというのですか、そういう面の考え方が町民の人たちにあるのかなと。本当に残念でありますけれども、私どもも今まで行政として町民の意向や町民の考え方に沿って行政をやってきたつもりでありますけれども、そういう意味では本当に残念な内容だなど、このように思います。本多さんがそれぞれさまざまな方から意見を聞いて、そうして一般質問をされているということから考え合わせると、今お話ししたとおりちょっと残念だなど、このように思います。行政が信用されていないと、こういうようなことでなかろうかなと思います。

ただ、今歯科診療所、57年に建設をしてことし29年目になります。それにトイレが狭い、また待合室も狭い、玄関も狭い、それを増築をしながら改善をするのがいいのか、または29年もたって老朽化し、狭隘であるということを考え合わせて第7期総合計画の中で改築をしたらいいのかと、こういうような議論をする必要があるのかなと思います。

そういう意味で、もしか改築を計画をするということになれば、町民の方々にもう少し不便をおかけしますけれども、その不便については歯科診療所の働いている職員やそういう面で若干の対応をしてもらおうと、こういうようなことも1つ検討しなければならないだろうと思います。そういう意味で、来年度すぐ実施をするということについては、なかなか難しいと思いますけれども、今お話ししたとおり改修をして、ある程度のお金をかけてこれから何十年も利用するのがいいのか、または改築をして広い場所で、そうして満足のいく歯科診療所として利用してもらおうのがいいのか、もう少し検討をする時間をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 3回目の制限が終わりましたので、これは質問ではないのですが、今困っている人が大変多いということを考えて、結論を早く出して早く実行に移していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 4番の東海林ですけれども、1点だけ伺います。一般質問、きょうももう2人お済みなのですけれども、いろいろこれまでも答弁後の検討するといった話がわからないことがありましたので、その点についてだけ1点質問させていただきます。

これまでの定例議会において一般質問の答弁では、そこに示しておりますが、下記の様に質問の意向を踏まえて今後検討するとの答弁が多いと思います。これまでのやりとりでは、その後の状況がわからないまま具体化されないことも、実現できないことがあってもなぜできなかったかを説明する責任があると思います。行政としてこれらの答弁に対する姿勢はどうあるべきと考えていますか。これ以前にも検討するとしながら結論を聞いていない事項がたくさんあります。これまでのやり方では、町と議会との信頼関係を高めることに障害がありますので、改革の必要性を感じます。町長の考えを伺いますが、例えばですが、3月定例会での検討をするとした答弁では、1つには厚生園の新体系移行後就労の場の検討をする。または、スクールバスの町民利用に関し、国保病院の通院の実態を検討する、そしてタクシー運行者の利用実態を検討する。3つ目には、こども館の幼児期からの体系的な教育の実施を目指し、教育的効果を高めるとし、運営の方向性の検討をする、というふうに示しております。このほかにもあります、いろいろな議員の質問に対して。6月定例会での例で言いますと、1つは、これは私が言ったことですが、ピンネシリ温泉周辺の廃屋の撤去推進の検討をしますと言っております。2つ目には、これは細谷議員のシカ駆除対策の検討だったと思います。私は、これを一つずつどうこう言うつもりはありませんが、こういう例もありましたということでまずご答弁をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 東海林議員の一般質問に対する答弁後の検討はどうなったかと、この質問につきまして私のほうから全般お答えをいたします。

一般質問に対する答弁後の検討につきましては、短期間の検討で結果が出るもの、または長期間の検討が必要であるものなど、それぞれの課題によって変わりますけれども、今後は検討の方向性が出た時点で報告するように努めてまいりたいと、このように思います。

なお、3月定例会、6月定例会のそれぞれの質問事項の検討という答弁に対して、担当課長等に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 3月定例会の1点目、厚生園の新体系移行後就労の場の検討に関してご答弁申し上げます。

天北厚生園が新体系に移行した後における就労の場については、南宗谷福祉会が検討されておりますが、町も3月に答弁させていただいたようにふるさと雇用再生特別対策事業を継続して委託し、支援させていただいているところであります。現在は、ことし4月に設置され、農園事業を中心に展開している多機能型事業所「D.O」の充実を図っていくことを中心に新体系移行に向けた体制づくりが進められているところであります。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 2点目ではありますが、第1回定例会で星川議員から質問があり、その後保健福祉課においてこれまでバス路線以外の住民の方々の通院状況などについて聞き取り調査、それからタクシー運行者からの聞き取り、ハイヤー券などの地区別利用状況などを調査いたしました。調査の中では、さまざまな意見や要望がありまして大変難しい課題であり、今後関係する課、関係する課は病院と私のところとまちづくり推進課ではありますが、連携の上どういう対策が効果が上がるか、また検討をしていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） こども館の幼児期からの体系的な教育というところですが、こども館を教育委員会が所管する意義は限定的に申し上げる難しさはありますが、従来の少子化対策からくる子育て支援の一つとしての保育に欠ける乳幼児を保育するという考え方から、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとの考えで、生きる力の基礎となる心を育てることが従来にも増して重視されてきているところにあります。また、近年全国的には小学校入学時点において注意欠陥多動障害を疑われる児童が多くなってきていることも問題視されてきており、本町においても例外ではないのかなというふうに考えております。本年4月以降こども園、そして小学校とそれらのことを共有し、対応を検討してきておりますが、さらに今後こども園での保育の様子を見てもらうなど情報交換を行い、こども園における保育、幼児教育と小学校との円滑な接続に向けて具体的に進めていくこととしております。また、あわせて親としての保護者の子育てという意味での理解と責任が欠かせないことから、これからの次代を担う子供たちの人間

性、心を育てる努力を親、保護者と一緒に取り組めるよう働きかけを強めてまいります。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ピンネシリ温泉周辺の廃屋の撤去推進の検討でございますが、ピンネシリ温泉周辺の家屋の所有者に対し、解体していただくよう要請したところ、所有者も解体する意思があるとのことなので、できるだけ早い時期に解体されるようお願いをいたしました。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 6月定例会の2点目でございます。南宗谷でエゾシカの最終残滓処分ができる焼却施設の建設に関しましては、南宗谷4町村の理事者の了解が得られました。このため、早急に南宗谷鳥獣担当課長会議を招集し、今後一般廃棄物処理担当者を主体とした具体的な施設整備の検討を進めることといたしております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私が期待した以上にここに答えをいただいたので恐縮なのだけれども、町長、この一般質問のあり方で少し反省しなければならないところが大部分答弁者側にも質問する議員側にもあるのではないかと。このやり方がいいのかどうかというのもまた検討する必要があるなと思いつつながら、その理由は1つには一般質問は3回までだよと決められているのです。その1回目は事前に通告して、その答えも返ってくるわけです。それが1回目です。すると、議員は2回、3回、再質問、再々質問まで改めて準備しているような、そんなやり方というのは本来おかしいので、1回目にみんなさらけ出して、それに対してきちっと検討して、1回で終わるような答えを出すのが本来一般質問のあり方だと思うのです。

ですから、私は思ったのは一般質問を昨年12月にやって、それがどうなのだからさっぱりわからないから3月にやって、また6月にやったなんていうやり方ではなくて、少なくとも定例会ごとに行政報告なりで、これはこう検討しているのだけれども、こういう理由でなかなか実現が難しいなら難しい、おまえさんの言っているのは無理だということだったら無理だっていいから、まだ結論が出ないものは経過を報告することも含めて定例会ごとに、または解決したものは臨時議会にでも行政報告する、そういうシステムを……システムと言うまでもなく、お互いの思いとしてこういう形をとろうではありませんかという意味の私は質問なのです。ですから、町長の答え方として、いや、そういうことで質問された議員にもきちっと報告もなかったし、議会への経過報告もしていなかったということがもし認められるとしたら、今後議会ごとにできるだけ検討事項については経過報告も含め結果報告をしますと言ってくれば、私はこれで1回で終わってしまうのです。再質問は要らなかった。細々と例として挙げたものにまで答弁をいただきまして本当に恐縮なのだけれども、そういうこともありましたものですから、こういう例がありましたよと、その前にもこういうことがありましたよみたいなことの言い回しでこの質問をさせていただきました。

要は、今まで何か議員の側にも問題があったと思うのは、何か内容の本質を隠したような、皆さんとして受けとめられないようなものが中に介在しているのに、それを出さない質問があった事例もあったかもしれません。それはそれで、これから我々もきちっと反省しながら、大体質問をして再質問、再々質問を事前に用意しておくなんていうこと自体は一般質問のやりとりの中では余りいいことではないし、本来はあり得ないことなのです。初めにきちんとみんな出して、それに1回答えていただいて、それで終わりにしなければ、そしてさらに言い忘れたこと、ちょっともう少し突っ込んだ意見を聞きたいことについて再質問する、そういう内容のものにしなければならぬのではないかと私は思うのです。これは、私の反省も込めての質問ですので、この一般質問のやりとりのあり方自体を今後議会としても検討する必要があると思いつつ、できるだけ一般質問の中で検討すべき事項とお答えしたことについては、定例会ごとにするか、臨時議会も含めてやるか、先ほど申し上げたように解決したものは臨時議会で、定例会ごとにはまだ経過としてはこうだ、いつまでには解決の予定であるとか、どう考えも問題あるからこれだけはちょっと勘弁してくれというのなら、それはそれでいいと思うのです。ひとつその辺町長、何かルールとして、ルールというかな。申し合わせとして、議会との信頼関係を重ねる意味で何かいい考え方はありませんか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 検討事項の内容等についての結果報告、そういうことでなかろうかなと思いますけれども、先ほども話したとおり検討の結果が一定の方向性が出れば、その時点で報告をするといったことをもう少し中身を濃くするとしたら、今後は検討の方向性が出た時点で議会で報告をしていくと、こういうようなことに尽きるのかなと思うのです。ただ、その報告がなければまだそれが重たい事項として検討した結果、方向性が決まらないと、こういうことになろうかなと思いますし、また定例会でも臨時議会でも行政報告をした中で、その方向性が出たものから随時報告をしていくと、こういうような方法論がそれぞれ一般質問をした人だけでなく議員全員がだれだれの一般質問に対してどういう方向になったかということの理解がしやすいのかなと、こういうような気もします。それは、当然町民にも議会だよりで知らせていくと、こういうことになろうかなと思いますので、今後検討の方向性が出た時点では議会で私のほうから報告をすると、こういうようなことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 取ってつけたような再々質問ではなく、町長の答えに敬意を表して、私もそうしていただければ一番いいなど。職員の皆さんには悪いけれども、検討がいつまでも肩ののっかかっているのだよと、検討を進めないと、結果を出さないといつまでもまだのっかかっているのだよという重みを感じていただきながら処理していただければなと思います。ですから、決して議員が思うような結果でなくてもこれはこれでいいのです。だから、きちっと決まりをつけられるものは適当な期間を置いてやると。少なくとも

も定例会と定例会の間には3カ月あるわけですから、その間やっぱり検討してもらおうと。

だから、この私が例に挙げた中では、例えば小林参事がおっしゃってくれたエゾシカの問題、これは相当検討を進めてきたのだなとわかるのだ。ただ、小林参事、わざと出したのだけれども、せっかくだからこの担当者課長会議を招集しという、これいつやるかぐらいの答え方をしておいたほうがすごくいい答えになると思う。せっかくだから、そこまで言ったのだったら。そういうやり方をしてもらえればなと思いますし、こども館の問題で答えてくれたからまた私もちょっと申し上げますが、ここでは運営方針を検討すると言っているのです。運営方針を、もうことし始まって半年になるのですよね。その方針がきちっと今の答えで出てこないと、運営方針ですからやっぱりこれ教育長おかしいのだ。運営方針、これはいわゆる運営のモットーでありますよね。これは、当然町民と共感できるもの、共有できるものにすべきで、わかりやすい言葉で箇条書きでもいいから運営方針はきちっと今まで数カ月検討すべき時期があったわけですから、そういったものはもう出せる時期ではないかと思われてしまうのです。ですから、この辺についても今後、これ一々答えを私にだけこうとは思わないのだけれども、そういうことについても疑問を感じるものだから、先ほど町長がお答えいただいたように、そういう姿勢を保っていただければなと思います。もし何かコメントあったら、私きちっとした質問でなかったと自分で反省しているのだけれども、今私が言った再々質問でもしお答えできるものがあつたら言ってください。

○議長（村山義明君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 日程等を入れないで大変申しわけございませんでした。最終的に理事者協議の部分の了解が得られましたのが9月の下旬、9月の5日となっております。それから今日程調整しまして、9月中に南宗谷鳥獣担当課長会議を実施したいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 何か答えを強要したようなことで、強要したわけではありません。こういった思いがあつたものですから聞きました。いずれ私ども議員としても質問のあり方、これをみんなでもた反省しながら検討会も研修会もしたいと思っておりますが、答弁する皆さんも再質問が何かまた別な質問が出てくるような、再々質問には全く関係ないようなことが出てくるようなおそれは感じなくてもいいような、そんなような信頼関係を持って一般質問ができればいいなと思つたので、1点だけ質問させていただきました。町長、どうもいい答弁ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号6番、山本さん。

○6番（山本得恵君） 6番、山本です。私は、最近ちょっと問題になっております海外資本による道内の森林取得の問題についてお尋ねをいたします。

近年、中国などの海外資本による大規模な森林取得が問題になっておりますが、その目

的が明らかでないものがあります。道は、道内の水資源や生物多様性の保全、道民の安全、安心な暮らしの確保という観点から森林売買に関する条例の策定に取り組んでおります。道は、この条例の規制対象となる水資源保全地域と売買面積については市町村が独自に設定する案を民間有識者による懇話会に提示され、了承されました。道は、この春に規制対象となる売買を一定面積以上に限定する方針を示したが、その後実施された市町村対象のアンケートでは、下限以下の面積に分割して取引が行われるおそれがあるなどとして約8割の市町村が下限面積を定めるべきではないと回答したことなどから、自治体ごとに定めることにしたというふうに発表されておりますが、この問題について町はどのような考えを持っておられるかお伺いをいたしたいと思っております。

関連しておりますので、(2)番も一緒に質問をさせていただきます。中頓別町の全体の面積の84%が森林である。この中の27%が民有林となっておりますが、森林の地籍図が完成されているのか。また、所有権が分散して相続権利者と連絡がとれないことなどないのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 山本議員さんの海外資本による道内の森林取得問題について、(1)についてはまちづくり推進課の小林課長に、(2)につきましては産業グループの小林参事に答弁をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) ご質問の1点目についてご答弁させていただきたいと思っております。

外国人に限らず、水資源や生物多様性、危機管理に影響を及ぼしかねない土地取得への新たな規制については、国、都道府県と市町村が一体となって取り組まなければならない重要課題であると認識しております。本町は、水源の集水区域がすべて国有林内にあることから、水資源に関する問題が直ちに生じることはないというふうには考えておりますが、道の条例やその運用などを見据えて、ご質問にあります面積の下限問題も含めて生物多様性や危機管理の視点を踏まえた対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長(村山義明君) 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事(小林嘉仁君) 質問の2点目でございます。森林に限定しました地籍図はございませんが、地籍管理におきましては森林も含めた土地の地籍図は完成しております。森林施業計画の認定を行っている森林所有者は、森林組合を通じて相続による継承を行っていただいております。それ以外の方は、現時点で相続の把握はしておりませんので、連絡がとれない場合もございます。

○議長(村山義明君) 山本さん。

○6番(山本得恵君) この問題は、今北海道でも大変問題になっております。その一番問題になっているのは、まず外国資本の買収の使用目的が不透明であるということ、そういう中で先般ある森林ジャーナリストの田中淳夫さんという方が新聞で発表されておしま

すが、目的は何だろうと。リゾート用地だったり、景色がよかったから買ったというような人もいますが、まずその中でそれ以外のものとするとならば山の木材、立木の問題、しかしこの立木の問題にしても全く道路もなければ何も無いところに山を買って、木も大したないのだと。そういう土地を買うのはおかしいと。では、そのほかに何だろうと言えばこの水資源ではないかと。そういう話の中から北海道でもこの水資源に対する危機感を大変今強くしているという問題になっていると思います。このジャーナリストさんの言う話には、もし水資源が問題であれば、目的であれば、この水資源林の下には水がないのだと、そうなれば土地を買うに当たって地下水をとるにはこんな大きい面積も要らないだろうと。

いろいろな見方をされているようですが、面積的に今言いましたように去年の11月ですか。去年の11月には、北海道では33件ありましたと、買収問題。面積が820ヘクタール、それがことしの6月には43件にふえています。面積も924ヘクタール、約1,000ヘクタールとなると、これだけのスピードでもし買収をされたら、これは大変な問題になると。私も本当に危機感を感じております。この面積、例えば1,000ヘクタールというのとどれだけの面積か、我々にはちょっとわからないのです。中頓別町の全体の面積はどのぐらいありますか。大体私が知っている限りでは、約400キロ平方メートルぐらいのように記憶しております。仮にこういうスピードで買い占められたら、あっという間に10年、15年後には中頓別町の全体の面積がなくなるというような危機感もあるわけですが、この問題は非常に奥が深い、法律も絡んでくると思いますが、ただ今回道が市町村に任せたとするか、決めてもらうことは水資源保全地域と面積の売買面積だと。先ほど回答がありましたように、中頓別町はまず水源地についてはしばらく心配はないだろうと。ただ、この面積については下限以下の面積に分割して取引が行われるおそれがあるということで市町村の8割が反対をしております。中頓別町は、これに対してどんなような回答をされたのかお伺いをします。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今のご質問でありますけれども、先ほど申し上げましたように本町においては水源の集水区域が国有林内ということでありますが、道内では5割近い市町村の水源集水区域に民有地を含んでいると。こういうことから、大変重要で市町村の取り組みが問われる問題だというふうに認識しております。今現在の状況とは関係なく、また将来に向けて他市町村と同様にこの下限面積の設定等についての法体系の準備ということをおもって本町としても取り組まなければいけないというふうに考えております。

ただ、全道で8割の市町村のアンケートということがありましたけれども、大変申しわけありませんが、アンケートについて私どものほうでちょっと、うちの課に来ていたのかどうかちょっとはつきりわからなくて、回答については課としては対応していないというような当時の状況があります。ただ、それとはかかわらず考え方としては細かく分散して最終的に一定の面積を取得できるような法体系として漏れのあるようなことはあってはい

けないというふうを考えておりますので、下限面積を設定して集水区域が最終的に外国資本等に取得されないような対応を考えなければならないというふうな考え方をっております。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） まず、道で言われるように一定面積以上にするということは、私はこのように理解している。一定面積以上、例えば10ヘクタール以上は規制をすとか、それ以外はいいのだということに対して市町村の回答は、それだったらそれを分割して売られたら同じなのだというふうに私は理解しているのです。まず問題は、この民有地をどのようにして外国の資本に買収をされない、してもらいたくないというのが我々の願いでありますけれども、しかし私の知っているこの宗谷管内で今現在4件の問い合わせがあったというふうにお伺いしております。問題は、今の日本の所有者が山に対する魅力というのが何にもないのです、本当のことを言うと。山へ行っても木材はない、材は安い、もう投げっ放しという状態なのです。そういう中で、今中国資本の買い取り価格、大体日本の相場の1.3倍から1.5倍です。例えば1ヘクタールがこの辺で5万円するものが1.0倍だったら50万、1.5倍だったら75万もするわけです。そうなったら、本当はこれみんな売りたいです、山を持っている人は。だから、それをどのようにして食いとめていかなければならないのか、これからの一つの大きなこれは問題だと思っております。中頓別町ははっきりした……ではこの8割の中に、反対意見の中に入っているだろうと私は思っています。今の答弁でははっきりはしませんけれども、本当にこの土地売買、このままでいくと将来、5年、10年後にはどうなるだろうというのが1つ懸念されるわけでございます。

それと、(2)の問題につきましても地籍図はございませんが、管理はほとんど森林組合のほうに任せてであると。なかなか町が管理していくというのもこれは大変なことだろうけれども、最後に相続の掌握はしておりませんので、連絡がとれない場合もございましてという答弁になっておりますので、この辺ももう少し検討をしていただいで、そういう過去問題のないようにしていただきたいと、このように私は思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 答弁は要らないそうです。

それでは、これで山本さんの一般質問は終了いたしました。

ここで時間もちょっと半端になりますので、昼食休憩にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号5番、議席番号1番、宮崎です。よろしくお願ひします。早速質問させていただきます。

医師養成費貸付金返還請求訴訟についてということで、私は6月定例会で医師養成費貸付金問題を契約書に基づき早急に解決し、本町医療の信頼回復に努めるべきと主張しましたが、今回町長から前国保病院長に対する反訴議案が提案されたことは大変残念でなりません。契約書の中では、返還が滞った場合に給与などを裁判所の判決なしに差し押さえることができる公正証書が作成されることになっていました。町は、これを作成していなかったわけですから責任は重いと思います。また、4名の連帯保証人から年間96万円を拠出していただき、10年間預託していたわけですが、平成13年に野邑町長がすべて返還し、金銭の担保も失われています。残るは、連帯保証人からの直接返済ですが、なぜ町は連帯保証人に保証を求めないのでしょうか。将来訴訟にならないようにするためにこそ連帯保証人をつけるわけで、契約書を守らずに税金を使って訴訟を起こさなければならない理由は何でしょうか。今後ほかのこの町の貸付金や公営住宅家賃を滞納するということがあった場合にも保証人から保証してもらおうのではなく同じように訴訟を起こすのでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 宮崎議員さんの医師養成費貸付金返還請求訴訟についての質問につきまして、私からお答えをいたします。

今回の医師養成費貸付金返還請求訴訟につきましては、平成23年4月22日付にて相手側より債務不存在の確認請求事件として町が訴えられ、本件において町側が勝訴しても強制的に給与等の差し押さえができないとの弁護士からの指導を受けたことや町としてあくまで相手方への貸付金として貸し付けたもので、相手側に返済義務があることを確認をして、給与等の差し押さえが可能な強制力のある対応として今回反訴手続として地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会に議案を提出したところであります。この間、連帯保証人の方々にも2度お会いをして貸付金返済を依頼をしておりますが、現段階では返済に至っておりません。なお、今回の対応はあくまでも相手側より提訴されたことに対し、弁護士の指導による対応であることをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 最初の質問にご答弁いただいたのですけれども、認識の違いといひますか、今回の私の最初の質問が前回の一般質問の内容とかなり近いこともありまして、恐らくほとんどのことについて一応は答弁いただいたという認識なのかなと思ひました。このご答弁については、現在の状況を教えていただいたというふうに私は認識してあります。この再質問では、ぜひ町長のお気持ちをお伺ひしていきたいと思ひてあります。

最初の質問にもありますように、私は前段のほうで契約上の問題を指摘してありますので、前回にもお聞きしましたけれども、改めてできれば答弁をいただきたいと思ひてあります。

契約書の中では、返還が滞った場合に給与などを裁判所の判決なしに差し押さえることができる公正証書が作成されることになっていました。これは何度も言っていることなのですけれども、これを作成していなかったことは町に責任があると思いますが、その点について改めていかがでしょうかということ。

そして、4名の連帯保証人が積み立ててきた預託金を返還した、そしてそれによって現金担保を失ったということが法廷の場で争う原因ともなっていると私は感じるのですけれども、このことについて、できることなら責任を認めていただけないかと思っております。特に1点目の公正証書をとっていないことは、連帯保証人の方にも多大なご迷惑をおかけしていると思います。これがあれば、ご本人の給与を裁判なしに差し押さえることができるわけですから、町は連帯保証人の方々にも非をおわびすべきだと思います。そのお気持ちはおありでしょうかということ。

ご答弁の中で、この間連帯保証人の方々にも2度お会いして貸付金返済を依頼しておりますが、現段階では返済には至っておりませんとありますが、これは連帯保証人に弁済の意思がないということなのか。保証人の方々の意思があるのかないのか、これもわかる範囲で明確にお答えいただきたいと思うのですが、本来は議会の場で直接確認してみなければわからないのではないかと私は考えております。

そして、連帯保証人の中に町長後援会の主要な人物がおり、前院長のご親族であるということは周知の事実ですが、契約書どおり行えない理由があればこれも重ねてお答えいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、公正証書の関係でありますけれども、これを作成をしていなかったことについては、まず当時の事務長や町長は当然責任があるわけでありますから、これは町に責任があると、こう言って過言ではありません。

次に、拠出金の問題でありますけれども、それぞれ4名の方から年間合計でありますけれども、96万円ずつ拠出をいただきました。この関係については、前回もお話ししましたけれども、私どもの元の町長より返していただきたいと、こういうような話もありました。当然私のほうも医師養成費等に関する確約書を平成13年にもらいまして、月40万円ずつ償還をすると、こういうような確約書が担保として本人からいただいておりますので、連帯保証人に償還をしたと、こういうことであります。ぜひそういう面でご理解をいただきたいなと思っております。

また、連帯保証人の関係につきましては、1人は残念でありますけれども、亡くなっておられます。もう一人はかなり病気があるということ、お話ししてもなかなか難しい状況にあるということで、残り2人につきましては私がお会いをして、本人から償還がされないときには、どうでしょうか、償還していただけないかと、こういうようなお話をしております。そういう面で初めのときは、この裁判の訴訟になる前でありますけれども、私どもも連帯保証人としての役割を担うと、払ってもいいようなお話をされました。しかしな

がら、そのうち貸し付けを受けた本人が訴訟をしたと、こういうようなことで本人に会っていろいろと話を聞きたいと、そういうような話が連帯保証人からありましたけれども、その後私も役場のほうに来ていただいて、前回の打ち合わせというか、協議したときに本人と会っていろいろと話を聞いた中で判断をしたいという話でしたけれども、どうでしたかと、そういうような話をお二人にいたしました。しかしながら、その時点では電話をかけても本人となかなか電話で話しすることができないでいると、こういうようなこともありました。いろんなことがあったと思いますけれども、本人との接触がまだなされていないと。こういうような話で、保証人として今現在すぐ払うということにはちょっとならないのではなからうかなという判断を話した中でニュアンスがありました。そういうことで、決して私の後援会の主要な役員であるから免除をしているだとか、そういうことは一切ございません。私は、やはり貸したもののお金はできるだけ本人に返してもらいたい、本人がもしかいろんな面で金銭的に難しい状況であれば連帯保証人から返してもらおうと、これが本来の仕組みでありますから、それを守って今後もいきたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 大変詳しく前回よりも、前回は契約上のことについて事務的に聞くことが多かったと思うのですけれども、今回は町長の今現在のお気持ちをお伺いして大分わかった部分があると思います。

そして、再々質問させていただきましても、今の質問も含め私はこの問題について行政がしっかりしていれば起こり得なかったことではないかと、一般質問としても今回で2回目ということでお伺いしてまいりました。当時、現在の野邑町長が契約等に全く関与していなかったとしても過去の職員の失態でこのような事態を招き、この点については今お答えいただきましたけれども、ただそのことが今になって問題が公に出てきたわけですから、中頓別町の代表としてその非と責任を現野邑町長にも認めていただきたいと思っております。

それから、契約書を遵守すれば本来起こり得ない訴訟ということになりますので、訴訟費用についても非のない町民の皆さんに負担していただくわけにはいかないと思います。補正予算を提案する前に、町長や議決責任のある議会議員が負担する方法もあるのではないのでしょうか。寄附行為に当たるということなら、退職されてからということでも問題ないと思います。これらを踏まえ、次のことについても改めてお答えいただきたいと思えます。

まず、契約の今お話ししました遵守についてということで、その義務が町にはあることから、公正証書をとっていないことを連帯保証人におわびした上で、これはもう町長がおっしゃっているかもしれませんが、残りの貸付金806万円の弁済をやはり私は連帯保証人からまず受ける方法を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。訴訟費用については、寄附行為に触れぬよう町長や議員が負担し、税金を使わないというこ

とをこの場で明言していただけないでしょうか。

以上のことをお伺いたします。町長のことも言いましたけれども、やはり私自身も含め、この訴訟については今現在行われていることですので、私はちょっと過去のことについては関係はありませんけれども、やはり今現在町議会議員である以上、議会としても責任をとるべきだと思っております。お願いします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） まず初めに、町長としての責任の問題でありますけれども、今現在私がこの訴訟においては被告としてなっているわけでありますから、野呂智雄個人ではなく町長として私は責任があると、こういうような認識を強くしているところでございます。この責任のとり方は、私はこの反訴を議決をしていただいて、そうして裁判によって勝利、勝つことが責任の最大のとり方であると、私はこのように考えております。そういう意味で、ぜひ反訴の議案の議決について議員の皆さん方のご協力をいただくようお願いを申し上げたいと、このように思います。

特に私は、この平成2年のスタートのときに言えば町が医師養成費の制度を持っておりまして、その時点でこの原告のお父さんから当時の町長のほうに言えば医師養成費だけでは学校に納めるお金が足りないので、ぜひ上積みをして貸してほしいと、そういうような申し出があったということで当時の町長が議会と相談をして、そして養成費を助成金と貸付金の2種類にして、そうして貸し付けをして、そしてその結果原告の人が医者になれたと、私はこういうぐあいに認識をしております。そういう中で、言えば全部が全部助成金として6年間借りた期間勤務すれば、言えば償還しなくてもいいのだと、そういう認識を持っていると。また、中では今までは言えば貸付金については償還をするという確約書も入れていながら、そういう判断をしたということについては私は大変残念であると。決して内容を知らなくて今回の訴訟を起こしたのではなく、言えば自分の主観によって起こされたと、こういうようなことでありまして、私はやはり当時の議会や町長やその人たちの思いを引き継いでこの反訴をして勝利をしたいと、こういうような考えを持っていることを改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

そういう意味で、訴訟費用については反訴の中の請求の趣旨の中の4番目にも訴訟費用は反訴被告の負担とするということになっております。被告の負担とすると。ですから、勝てば訴訟費用については相手からもらうことになるので、こういうことでご理解をいただければいいと思っておりますし、また今現在806万の未償還額がありますけれども、裁判で万が一負けるようなことになれば連帯保証人から返してもらったものを逆にまた裁判を起こされて返せと、こういうようなことが行われる可能性もないわけではないと。そういうことでは、訴訟を起こされた部分と私どもの議決をいただいたとしたら、反訴の手続をしてその結果を推移を見守っていきたいと、こういうことでご理解をいただければなと思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今費用についても勝訴すれば全額向こうが負担するということを

答えていただきましたけれども、確かにそれは間違いなく事実だと思いますが、やはり100%勝訴できる訴訟というのは存在しないと思います。そういう状況であれば、訴訟にまずなっていないと思いますので、やはり裁判の行方はまだまだわからないということだと思います。

そして、6月議会の時点で監査委員の指摘もあります原案を議会がうのみにしては、いづれ住民監査請求や住民訴訟に発展していく事態を生むことになるかもしれません。今回の反訴はもちろん被告であるということ自体、例えば宗谷町村議会議長会提出議題でもある地域医療の確保や町長の町政執行方針と選挙演説にもあったというふうに聞いていますけれども、医師の2人体制ということに対する妨げとなり、決して中頓別町のためにはならないと思います。早期収束を図るためにも連帯保証人に弁済をしていただき、失った医療への信頼を回復させなければならないと私は考えております。

そして、前院長ご本人が今現在どのような経済状況にあるのか、または健康状態はどうかということ、はっきりとはわからないと思いますが、最近大きな病気をしたということも一応聞き及んでおります。いたずらに行政の雇い主である町民や町にゆかりのある方を訴える行政にはしてほしくありませんし、この問題が続き十分な答えが得られない場合には質問をし続けるということを宣言し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。まず、町職員の綱紀肅正についてお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、私が述べるまでもなく、綱紀とは町民の公僕であるという自覚と職責を全うする責任感、守るべき秩序を言い、肅正とは厳しく取り締まり不正をただすことを言いますが、町職員に綱紀肅正について徹底されておりますかどうかお伺いします。また、違法行為や服務規律違反があった場合は速やかに実情を調査し、懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置をとるとともに、これらについて住民に対し説明責任を果たすべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員さんの町職員の綱紀肅正についての質問でありますけれども、初めに総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

職員に対しては、公金の取り扱い、公共事業の入札事務の透明性、公平性の確保、飲酒運転の根絶や各種選挙における服務規律に関して、内達により地方公務員としての立場をわきまえた行動をとるよう指導してきているところであります。当然違法行為や服務規律違反があった場合には、即座に実態調査を行った上で報告書が提出され、その内容により懲戒処分等の措置をとっております。職員の懲戒処分等の公表につきましては、毎年地方

公務員制度実態調査等により処分件数は公表しておりますが、処分内容の公表は行っておりませんので、今後公表のあり方について十分検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 過去には、町が指定管理者として指定しているその管理者団体の運営費のおおよそが町費が充てられている、そういう指定管理者の中にも不祥事というのが過去にありました。私がありましたと断言していいものかどうかちょっとあれですけども、町民の知るところとなっているものが何件かあります。観光協会しかり、それから振興公社しかり、これらが議会の中でも話題にはなりましたが、別団体だということで町側としては関与を実質しなかった。だけれども、その運営費の大部分、おおよその部分が町費で賄われて町が指定管理者としている以上、私は町の責任は大きい。一番問題なのは、それらが公にされなかったことだというふうに私は思います。このことが町民に物すごく行政に対する不信感を招く。私も議員をやっておりますので、町民から聞かれる。だけれども、答えようがない。ここら辺がやっぱり町民に物すごくそういうものに対する、不祥事に対する処分の的確な処分ではないという判断、見方をされているということがまず1つ前提にあります。

前提にしてちょっとお話を続けますけれども、今回は町民もおおよその方が知っているので、はっきり申し上げますけれども、町職員の傷害事件があった。答弁の中にも適切にあった場合はいたしますということではあります。まず総務省の通知が19年10月に出されていますが、違法行為または服務規律違反の行為があった場合においては速やかに事情を調査し、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置をとるとともに、国民、住民への説明責任を果たしというふうに果たしなさいと、これは総務省が都道府県あるいは指定都市に出した通知ですが、貴都道府県内の市町村にも速やかにこの旨を周知徹底するように通知しますと。これは、本町にも来ていますよね。来ているでしょう。そこをまずお聞きします。

それで、来ているとすれば、今回の傷害事件に関して町はどのような処分をされたのか。処分がされたら、ここにあるように国民、住民、町民ですよ、中頓別町の場合は。町民に説明責任を果たしなさいという総務省の通知があるにもかかわらず、議会にも報告がない。措置がされたらですよ。当然ながらやっぱり処分がされたのなら議会に報告があり、住民にその旨の説明責任、公表ということはやらなければならないと私は考えておりますが、この件に関してどう対応されたのか。処分に関し、それから公表に関し、どうされたかお伺いします。

それから、今回の件に関して、うわさ話をこういうところであるのが議員として適切かどうか私も判断しかねるところではありますが、事実確認を恐らく今回もされたのであろうというふうに思いますので、あえてお聞きします。今回の傷害事件に関して、その当事者がお酒を飲んで車を運転していたと。これは、住民の中で結構うわさとして、うわさと

うか話として流れています。これが住民の中に流れている以上、きちっと明確にしなければ私はならないと思います。ここで、公の場で本当にこういうことがあったのかどうか、実情を調査されているでしょうから、そこら辺をどういうふうに押さえているのか、こういう事実が本当にあったのかどうか、この点について再度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、処分の関係でありますけれども、大変本人からすると重い処分でなかろうかなと思いますけれども、懲戒処分として停職1カ月と、こういうような処分をいたしました。この中身につきましては、7月の26日の深夜に近い午後10時以降でありますけれども、交際中の女性のところに行って暴力を振るったと、そしてけがをさせたと、こういうようなこと、なおかつそのときに現行犯ではありませんけれども、言えば警察の指摘によって酒を飲んで女性宅に行ったのではないかと、こういうような指摘をされて本人はそれを認めた、という報告を受けております。そういうようなことで減給または停職の部分がありますけれども、重いほうの停職をしたと、こういうようなことであります。公表については、現在公表しているわけではありませんけれども、先ほど総務課長が言ったように毎年地方公務員制度の実態調査の中でそれを公表しておりますけれども、しかしながら内容等がそれは記載されているものではありませんから、今後は公表すると、こういうようなことに基づいてどういう公表の仕方があるのか。広報等を媒介として使って公表していくのも一つの方法でありますし、または違う方法があるのかどうかと、そういう面で検討を今させているところであります。今質問をされた部分については、処分の中でお話をしたとおりであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 飲酒運転を認めたということでしょう。そうですね。それで、だとしたら1カ月の停職で、その適当、適当でないはいろいろあるのでしょうかけれども、一般住民にしたら、それはもう首でしょうとまず言われます。私たちだったら一発首だなど、傷害事件を起こした時点で一発首だなど。はっきり申し上げて、公務員っていいよなという話ですよ、これで済むとしたら。我々も飲酒運転が公になったら、議員なんてやっつけられますか。これは、やっぱり町民は理解できないでしょう。うわさだけだろうという話ならまだしも、本人が認めているのにもかかわらず、公務員がお酒を飲んで車を運転していたと。これは、やっぱり一般町民で何で停職1カ月なのという話は私は出ると思う。これで済むとしたら、皆さんお酒飲んで車運転しますか。するかもしれないよね、1カ月の停職で済むのなら。いや、ちょっとやってしまったけれども、まあ1カ月の停職ぐらいだからという安易になりませんか。だから、皆さんするでしょうとは思わないけれども、住民は少なくとも理解しないでしょう。この点について、もう一度町長に適正な処分と言えたのかどうか再度お伺いします。

それから、公表について、今後公表のあり方について十分検討してまいりますと。先ほ

どの東海林さんのお話ではないけれども、ここでも検討が出てきましたけれども、中頓別町に中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例という条例がありますよね。ここでは、少なくとも6月末までに公表しなければならないという規定がきちっとあります。今になって公表のあり方を検討する余地はないでしょう。6月というのはおおよその決り事であって、それ以前に公表してはならないという規定もどこにもない。当然ながら住民には処分が行われた時点で即時に公表する、それが行政の姿勢だと私は思います。最低でも6月にはしなさいということを決めているわけですから、ここでまた公表のあり方を検討するということはどういう意味なのか、ちょっと私には理解できない。私は、条例がある以上この条例を遵守しなければならないというふうに思いますので、先ほどの処分が適正と判断されているのかどうかと、それからこの運営等の状況の公表に関する条例に少なくとも従って公表していただきたい。この2点について再度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 今回の処分につきましては、住民からすると軽いという判断をされる場合もありますし、それぞれ考え方があろうかなと思いますけれども、職員の懲戒処分等の基準のものがありまして、それに照らし合わせると減給か停職かと、こういうようなことになっております。ただ、住民感情からすると停職1カ月は生ぬるいのではないかと、こういう判断をされる町民も多かろうと思います。ただ、この処分を決めるときに教育委員会のほうに教員が飲酒運転で処分されるような場合はどういう処分がされるのだろうか、こういうようなこともお聞きをしながら参考にして、逆にいくと停職と、重いほうをとったわけでありまして、1カ月が妥当なのかどうかと、こういうようなことも町民の中ではいろいろと疑義を持っている人もいるのではなかろうかなと思います。処分が適正かどうかと、これを物差しではかるのはなかなか難しいと思いますけれども、しかしながら今回停職1カ月という処分を決めたのは、最終的には私が決めましたので、私は妥当な部分かなと、そういう判断をいたしましたということでご理解をいただければなと。また、私が適正な処分だと言ってもそれぞれ柳澤議員は違うと、こう言うかもしれませんけれども、そういうことでご理解をいただければなと思います。

また、公表の関係については総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご指摘のとおり、町には人事行政の運営等の状況の公表に関する条例が規定されております。それに基づいて先ほども報告いたしているところでありますけれども、町では毎年地方公務員制度の実態調査というのがありまして、それに懲戒処分等の実態の報告もすることになっております。その中では、件数については報告することになっておりますけれども、その具体的な内容等についての報告は求められているわけではありません。今こちらの答弁書の中で今後のあり方について検討するというのは、その公表をするべき内容について、どの程度まで出すべきかということについて、他の町村においても取り扱い要綱等をつくってやっている場合もありますので、それらを参考

にさせていただきながら早急にその対応をやっていきたいという意味で十分検討してまいりますというふうに申し上げたところでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 3回の質問が終わりましたので、ただ軽いか重いか、処分に関して。ただ、傷害は停職または減給、それから飲酒運転では免職または停職というのがありますよね。交通法規違反、酒酔い運転を行ったとき免職または停職、今回私は2つ重なっているというふうに思います。重いのは停職よりも免職かなというふうに私は思いますので。

それから、公表ということに関してはすべてを公にする、それが公表の原則だというふうに私は思います。

それでは、続いて2つ目の質問に移らせていただきます。財政不安についてお聞きいたします。本町は、実質公債費比率が25%を超えて早期健全化団体になりました。ですが、皆様のご尽力により平成22年度決算をもってこの早期健全化団体から脱却することができました、先ほども報告がありました。しかし、東日本大震災後、国が復興対策へ予算を回すことにより、地方への交付税や補助金などが削減されていくことも想定しておくべきだというふうに思います。まず、現状において大震災による国の交付税等の影響はどのようなものがあると考えているかお伺いいたします。また、財政再建のためには今後とも各課が連携して行財政改革に努める必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 財政不安はないかという質問につきまして、私からお答えをいたします。

まず、前段の質問でありますけれども、政府は8月12日に経済財政の中長期試算を発表をいたしました。あわせて、中長期財政フレームを閣議決定をいたしました。この中で、2012年度から3年間、厳しい地方財政に配慮し、自治体が自由に使える一般財源の総額を2011年度の水準を下回らないようにすると明記、さらに政府は来年度予算概算要求の方針で全省庁に前年度予算額に対し1割削減を指示をいたしましたけれども、地方交付税交付金につきましては対象外とされたとの新聞報道がなされました。このような情報の中でありますけれども、私どもは今後も政府方針について注視することにして現在おります。また、今後とも財政健全化を最優先の課題として町民や職員の協力をいただいて町政を担ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 国の出された経済財政の中期試算、私もちょっと見てみたのですが、このたびの選挙で民主党が躍進をした、前回の衆議院で。それで、数々のマニフェストを出して、私もこんなに本当にできるのかなというふうな疑念はあります。だけれども、

このうちの何ぼかでもやってもらえればなという思いがあって私も民主党には期待したのですが、これもやります、あれもやります、財源は無駄遣いを捻出すれば出てきます、それから特会にはうなるほどの金があります、だからこれはそんな予算措置をしなくてもこれぐらいの国民に対するサービスは十分できるのだという話をして政権をとりましたが、金が出てこないわ、やることも中途半端だわで、結局は何もできなかったという民主党に対する不信感が大変国民の中には根強いし、私もやっぱり期待が外れただけに大変がっかりはしております。今回も中期試算にいろんな数字が出されていますけれども、これも言えば国債発行は4兆円以下とするとか、それから歳出の上限を7兆円とする、それからこの復興関連予算を別枠扱いにすると、そして交付税は減らさない。これも私からすると、おいおい大丈夫かい、本当にできるのかいと。この復興に係る費用が5年間で少なくとも1兆9千億円、10年間で少なくとも2兆3千億円、少なくともですよ。こういう試算を出しているのにもかかわらず、これは別枠で組むから心配ないよという話でしょう。これ本当に大丈夫なのというふうに私は思います。

それで、今の町長の答弁はわかるのですけれども、現野田総理大臣が財務大臣のときに地方交付税の減額と地方公務員給与の引き下げ、これらについても今後の予算編成作業において検討すると答えているわけです。今評論家あたりは、野田総理大臣は財務省の言いなりだということをする評論家が結構おります。評論家は、もう評論だけで責任がないので何とでも言えるのですけれども、これが本当にいくのかなというのは、ちょっと私もこの計画どおり、試算どおりいくのかなというのはちょっと懸念される。町としても本当にこのとおりいくから安心、大丈夫だろうという思いがあってそのままだというふうには私は思わないけれども、いかな可能性も私はあると。そこら辺、充分配慮したお金の使い方ややっていかなければ、結局は交付税が来なかったとかということになって、いやいや、もう後の祭りだよみたいなことになってしまったのでは、また借金をするようなことになれば、またせっかく脱却した健全化団体に、これ分母が下がってしまったらすぐになってしまうわけでしょう。そういう点について十分に配慮をしていただきたいというふうに思いますが、この件についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 平成13年から18年まで、言えば三位一体改革の5年間で中頓別町も5億円の地方交付税が削減をされました。その後、何とか現状で19年、20年ときましたけれども、21年、22年と若干ずつ交付税が伸びてまいりました。しかしながら、中頓別町として当時、平成13年から比べるとまた交付税は3億円ぐらい減っております。そういう中で、中頓別町として中長期の財政運営計画や公債費負担適正計画に沿っていろんな事業等の見直しをしたり、または職員の待遇を下げたり、町民のサービスを下げたりしながら何とか現在の状況に持ってこられました。これも町民の協力がなくしてこのような状況になるということはなかったらと思います。そういう意味では、大変町民を含めて皆さん方に感謝をしているところでございます。

今の国の財政状況、地方の借金も合わせると900兆円を超えるような状況であります。また、特会でありますけれども、地方交付税、特別会計も40兆円を超えるような借金をしている特会でありますから、決して国が地方にどんどん、どんどんとお金をくれる時代はもう終わったと、こういう認識をしなければならないだろうと思います。そういう意味で、私は残された期間、あと3年間ちょっとありますけれども、この間に次のリーダーまたは次の人たちが財政的に私の時代と違うような、もう少し楽な財政運営ができるような財政状況に私はしたいと、こういうような気持ちを持って今回立候補させていただきました。そういう意味では、決して無駄なお金の使い方をしたり、または過大な事業をしたりすることは考えておりません。ましてや皆さん方もご承知のとおり、中頓別町内のいろんな公共施設、ある程度の整備が終わりました。そういう意味では、これからやはり質素な財政運営をしていくと、そういうような思いを持っておりますし、またそういう面では職員の皆さん方も中頓別町の財政状況を十分把握をした中で今後仕事をしていっていただきたいなど。最少の経費で最大の効果を上げていただきたいと、こういう思いを持っております。

23年を申し上げますと、先ほど行政報告しましたけれども、地方交付税が普通交付税でありますけれども、20億9,990万円、今予算措置をしているのが18億2,000万円ありますから、約2億8,000万円の今留保財源を持っております。そういう面で、この留保財源を使いながらそれぞれ住民の生命を守る病院の繰り出しをしたり、または今現在考えているのは下水道で3%以上の高利息の償還がありますので、それを繰上償還をしたり、または過疎債のソフト事業、ことしは約7,000万ぐらい借りれますけれども、その分を貯金をしたり、そういうようなことで心を引き締めて財政運営に当たっていききたいと、こういうことをご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） わかりました。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（村山義明君） これにて柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号7番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、7人目ということで皆さん疲れているところですが、私の最後の質問をしたいと思います。それでは、7番、星川です。私は、8月30日にいきいきふるさと常任委員会で所管事務調査の中でハザードマップの事務調査をしましたが、

その中で何となくまだまだこの疑問点が残りましたので、今回の一般質問をさせていただきます。

防災月間に災害訓練すべき、本当に矛盾多い洪水ハザードマップの見直しをとということで質問させていただきます。1番目、自治基本条例第25条では、町は町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態または及ぼすおそれがある事態に備えて日ごろから危機管理体制の確立に努めます、執行機関は危機管理に備えて町民、町民組織、周辺自治体及び関係機関と迅速に協力し、連携を図れるよう防災訓練等を実施して被害の防止と軽減に努めますと定めております。防災月間である9月に毎年防災訓練を実施するようにはいかがでしょうか。

それと、2点目、これです。7月末に各家庭に洪水ハザードマップが配布されました。50年に1度の洪水を想定してのことですが、内水はらんを想定していないことや避難場所の設定など数多くの問題を抱えていると思います。特に避難場所として指定されている公共施設や地区会館は、約半数が冠水地帯に建てられております。いざというときにこのマップを頼りに住民が避難すれば、逆に危険な状態にさらすことになります。また、災害対策本部となる役場も冠水地帯にあり、洪水災害対策時の拠点とすることはできません。これらの矛盾を解決し、新たな洪水ハザードマップ、地域防災計画を早急に見直すべきと私は考えておりますが、町長に今後の取り組みについて伺いたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員さんの防災月間に防災訓練すべき、矛盾多い洪水ハザードマップの見直しをとの質問に対しまして、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

(1) 番でありますけれども、危機管理に備え、迅速な対応を図る上で防災訓練は必要であると考えておりますので、防災訓練実施に向け、関係機関と協議を進めたいというふうに考えております。

2点目でありますけれども、災害による避難のあり方につきましては、災害の状況により地域住民の避難場所を災害対策本部として、より身近で安全な避難場所をその都度指定することになりますが、避難勧告や避難指示が出される前に自主的に避難される方々に対する注意喚起は必要と思っております。ハザードマップは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、現段階で新たな洪水ハザードマップの作成というのは考えておりません。地域防災計画は、災害対策基本法に基づき基本的事項を定めたもので、計画内容の修正が必要な場合は随時行うこととなっており、現在の中頓別町地域防災計画におきましても修正が必要な点がありますので、現在修正作業を行っているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目なのですけれども、防災は日ごろの備えであると私は思っております。私も一消防団員ということもありまして、このことについては非常に関心のあるところがございます。災害対策基本法に基づき、地域防災計画は予防対策、応急対策、復旧復興対策によって構成されていると思います。それも水害のみならず、地震、あと雪害ですか、それと林野火災など災害の種類計画を整備するようになっているのではなからうかと思っております。予防訓練は必要との答えでございましたが、現段階ではどのような災害に対処する訓練を考えているか、再度お伺いしたいと思います。

それと、2点目、洪水ハザードマップにつきましては、水防法第15条第4項で市町村の防災会議が浸水予想を印刷物として住民に周知することになっておると書いております。私が不思議でならないのは、8月30日にも私も言いましたけれども、洪水で水につかるおそれがある避難場所を印刷されたこのハザードマップを中頓別町防災会議が本当に了承したのかということです。水防法でつくれと言われていたから、行政側が義務的につくったとしか私は感じられないところがございます。防災会議の中で、この間の所管事務調査の中で、課長の答弁ありましたけれども、防災会議を開いたと答えておりますが、その話し合いの結果、このハザードマップを容認した防災会議というのは一体何なのかと私は疑問に思っております。このハザードマップは、住民の安全を守るべき防災会議でなからうかなと思っておりますが、これを認めて町民に出したということは、私は逆に不思議に今思っているところです。その防災会議の中で本当に実質的な話し合いがなされたかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目のどんな災害に対して訓練を考えているのかということでもありますけれども、1つはやっぱりここ数年、昨年もそうでしたけれども、大雨、集中豪雨がありますので、ことしも各地でそういうような状況が生まれています。最近も稚内市で出たりというようなこともありまして、当然やっぱりこの集中豪雨に対する防災訓練というのは必要でしょうというふうに考えてはおります。そのほかの雪害等々の部分については、近年余りそれらの被害というのが実感として我々もないというところもありますので、その辺については関係者といろいろ協議しながら進めることにならうかと思っております。また、地震については正直なところ、本町は私自身もここに長年住んでおりますけれども、地震の揺れを感じることは正直言ってありません。そんなことで、そんな中からいけばそれらの対策としてやっぱり必要性についてはあるとは思いますが、それが大きいのかというと、今の私個人としてはその辺については皆さんとも協議しながら進めることにならうかと思っております。当面は、洪水対策ということに関しては対応をしていく必要性はあるのかなと思っております。

それから、2点目のハザードマップでありますけれども、今回のハザードマップはあくまでも洪水ハザードマップでありまして、先ほど議員さんが言われた質問の中身というのは地域防災の中にある避難所、避難場所というのは、これはいろんな災害を想定して使え

る避難場所や避難するところを設定しただけの話でありまして、そのことからいったときに今回の洪水ハザードマップで避難所に指定されているところがそこに入っているということは、逆に言うと洪水のときにはそこは避難所として使えないということになるわけです、一面は。ただし、ほかの部分については当然雪害があったり地震のときにそういうところが避難場所に設定されていることは決して間違いではないと、私はそういうふうに考えています。そういう意味からいけば、今回出しているハザードマップそのものは、全町の避難場所の位置等については今まで明確に出しているものがないという指摘ももちろん前にもあったと思います。そういう意味から、市街地における避難場所等の指定を今回のハザードマップの中に入れていますが、それをあくまでもその洪水の段階で使えるか使えないかということは、先ほども申しましたけれども、あくまでも災害対策本部がその災害の状況を踏まえた上で災害になるだろう可能性を踏まえて、地域住民の方が安全に身近に避難場所として避難できる場所を指定することになりますので、そういう意味からいけばその対応については十分可能ではないかなというふうに私自身としては考えております。また、防災会議の中でも内容について、担当課長である中原課長のほうから今回の策定に関する経過、それから状況等についての説明をさせていただいて、今回の内容については頓別川と兵知安川、二十何カ所のところが決壊したときの想定として出されたものだという説明をしてご理解をいただいたというところでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今課長の答弁をもらいましたけれども、あれを町民が見たら、場所で見れば健康センターですか、あと病院ですよ。あかね団地の人が見たら行きますよ、避難場所。確かにあれは洪水ハザードマップ、みんなそれ見たら絶対行きます。それがただの今の説明では、そういうものは出すものではないと思います、町民に対して。混乱するだけです。もっともっとそしてあれを見てわかりにくい。私たち議員もこの間の事務調査の中でいろいろ質問を出されたと思います。もっともっと町民、要するにお年寄りにもわかりやすい策定ならまだいいですよ、マップなら。決してあれはわかりやすいとは私は言えません。

先週、皆さんもわかっているかと思いますが、十勝地方で台風の影響で大雨が降って芽室町ですか、芽室町の住民あたりが本当に避難されているところをテレビにも映っておりました。もしああいう町で私たちの町に出されたハザードマップ、同じ内容とすれば住民が混乱していたのではなからうかと私は思っております。逃げる方向を間違えれば生命も財産も本当になくなってしまうという私は本当に一例だと思っております。これは、有効な災害対策は住民と行政の情報を共有していく関係が重要だと思っております。先ほど来も言ったように、あのハザードマップでは危機感等を住民と共有することはできないのではないかと私は思います。せめて洪水に関しては安全、安心な場所、高台の場所に避難するような誘導を書いたハザードマップ、ガイドが必要だと思っております。高台とい

えば、この間も所管事務調査で工事現場を視察しました。中頓別中学校の体育館、耐震強化も済みました。そこを拠点とした対策本部も私は設置すべきだと思っており、その設置する中で今からでもやはり準備、要するにあそこに、中学校に発電機、それと燃料、それとケーブル回線等々を引くべきだと、今から準備しておくのがいいと思っております。

最後に町長に再度質問します。あの対策本部、この役場も水没されるハザードマップではない、それを再度再度見直ししてまた新たなものを町民に出す考えはないかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 洪水のハザードマップ、全世帯に配布をいたしました。それぞれ一番は、どのぐらいの雨量で頓別川、兵知安川がはんらんするのか、それがなかなかあのハザードマップでは見えない。万が一集中豪雨等が起きて洪水になった場合には、29カ所だか28カ所だと思いましたが、決壊がして水に埋まってしまう被害があると、こういうようなことを町民の皆さん方にもお知らせしたものであります。これからこのハザードマップを再検証した中で、どういう洪水対策をしていくのがいいのか、また町民にどういう情報を提供して正しい情報を提供できるのか、そういう面も含めて内部で協議をいたさせます。対策本部が役場でなければならぬということはありませんから、洪水が起きて、その洪水にのまれないような場所として中学校がいいのか、消防がいいのか、または小学校がいいのか、いろんところが対策本部として使うことができる場所があるのでなかろうかなと思います。そういう意味で、改めて防災計画の見直しとともに洪水ハザードマップも含めて検証をまいります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 最後に町長の答弁をもらいまして、一刻も早くまた検討を、12月の定例会までには方向性が見えるような検討をお願いいたします。

最後に、これは質問ではありません。私は、今回のこのいろんな防災について条例等を見させてもらったのですけれども、本町の防災会議の条例第2条第3号だったかな。水防法第25条の水防計画との引用がありますが、これは中頓別町防災会議条例が誤りで本来は第32条、水防計画の策定、変更とすべきと私は思います。その条例等をご確認の上、早期に条例改正を行ってほしいと思います。

それとあと、担当者に申し上げますけれども、中頓別町地域防災計画等々が印刷物でまとまっているものがありましたら、私たち議員にも配付してほしいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

これで私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第45号～議案第49号、議案第51号～議案第52号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定の件、日程第11、議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（Hib）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件、日程第12、議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定の件、日程第13、議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件、日程第14、議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第15、議案第51号 訴訟（反訴）の提起の件及び日程第16、議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定により提出者の提案理由の説明を省略の上、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 4時50分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれをもって延会いたします。

（午後 4時50分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員